

(案)

第 2 期

山 県 市 国 土 強 靱 化 地 域 計 画

(令和 7 年度～ 1 1 年度)



令和 3 年 1 月 策定
(令和 7 年 3 月 改訂)

<目 次>

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念	2
2 基本目標	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
4 計画策定の進め方	4

第2章 本市の地域特性

1 地理的・地形的特性	5
2 気候的特性	6
3 社会経済的特性	8

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（水害、土砂災害）	1 0
2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）	1 0

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	1 2
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	1 2
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	1 4

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理	1 5
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	1 5
（1）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	1 6
（2）国土保全 ～河川、砂防、治山など対策～	1 7
（3）農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	1 8
（4）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	1 9
（5）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	2 0
（6）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	2 2
（7）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	2 2
（8）行政機能 ～公助の強化～	2 4
（9）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	2 6
（10）リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～	2 7
（11）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	2 8

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	29
---------------------------------------	----

第6章 計画の推進

1 施策の重点化	30
2 アクションプランの策定	30
3 計画の見直し	30
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」 ことの脆弱性評価結果	32
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	50
(別紙3) 「起きてはならない最悪の事態」 ことの推進方針	64

(別冊) 山県市国土強靱化地域計画アクションプラン

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画などの指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な山縣市を作り上げるために令和3年1月に策定され、計画期間が期限を迎えることから、現行計画を見直し、「第2期山縣市国土強靱化地域計画」として策定するものである。

2 計画の性格

本計画は、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

また、本計画は、SDGsの達成に関連する施策を明記した（各施策分野にSDGsのアイコンを表示）。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とする。

なお、計画期間内であっても修正の必要が生じた場合には、見直しを実施する。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

本市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、山地丘陵部が多く、北端の日永岳を最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川などの清流に代表される自然は、本市の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、様々な災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまず治水・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「水と緑を大切に 活力ある山県市」をめざす将来像として築き上げてきた。

そして今日、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「水と緑を大切に 活力ある山県市」をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく進めていかなければならない。

（想定外の大規模自然災害に備え、強靱化の取組を強化）

昭和51年9月12日豪雨災害以降、大きな自然災害は発生していないが、全国各地では、近年の気候変動の影響による豪雨災害の激甚化・頻発化、更には令和6年能登半島地震をはじめとする震度5以上の大規模地震の発生回数の増大など想定外の事態が発生しており、これらを念頭に置いて、大規模自然災害に備えた強靱化の取組を更に強化していく必要がある。

（自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ）

大規模災害が発生したとしても、市民の命を守り、命をつないでいくためには、市民一人ひとりが日頃から災害に備え、災害リスクが迫った際には適切な避難行動につながる「自助」の実践とともに、地域ぐるみで高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や避難所の運営支援を行うなどの「共助」の力を強化していく必要がある。

一方で、「公助」に課せられた責務も重大となっている。すなわち、平時にあっては、防災・減災のためのハード対策を進めていくことに加え、「自助」、「共助」が促進されるよう防災教育・人材育成をはじめとする取組を強化するなど効果的な施策を展開していくことが求められる。その上で、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し、被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者に寄り添った支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げてあたることが責務である。

（「水と緑を大切に 活力ある山県市」の源である農山村、中山間地域を守る）

「水と緑を大切に 活力ある山県市」をめざす本市においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みとその重要な役割を担っている。また、我が市の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高める上でも重要である。

こうした理念のもと、強靱化の取組を市民、市とともにオール山県市で進めることにより、本市の持続的成長、地域の発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

（１）本市の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や過疎化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組にあたること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたること。

（２）効率的・効果的な取組推進

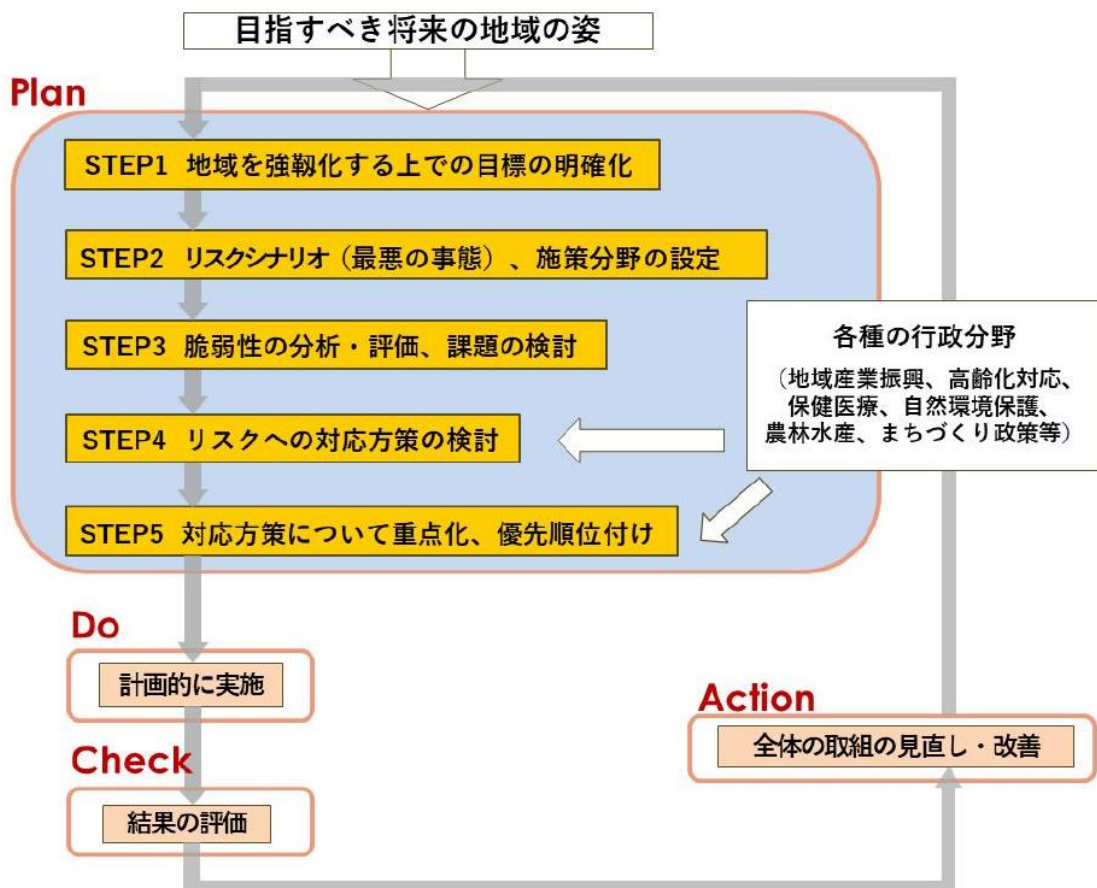
- ・国、県、近隣市町、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国や県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～7年度）を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進しているが、地域の状況に応じた本格的な強靱化対策としては、なお十分とはいえないことから、引き続き国・県と連携しながら、5か年対策後においても必要となる予算・財源の安定的確保に取り組み、強靱な地域づくりを強力かつ継続的に進めること。

（３）防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報などを我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会（自主防災組織）などを通じた継続的な防災教育の取組を進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災士や消防団員など防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・本市の強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・近隣市町のみならず企業・団体、ＮＰＯ、ボランティアなどとの連携による取組を進めること。

４ 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとした。



【出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）】

図１ 国土強靱化地域計画策定手順

第2章 本市の地域特性

1 地理的・地形的特性

（「水と緑を大切に 活力ある山県市」）

「水と緑を大切に 活力ある山県市」をめざす将来像とする本市は、岐阜県の西寄りに位置し、総面積は221.98km²を有し、南北方向25km、東西14kmの範囲に広がり、南は岐阜市、東は岐阜市及び関市、西は本巣市、北は関市とそれぞれ接している。

地勢は山地丘陵部が多く、北端の日永岳1,216mを最高峰として枝状の山地と長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平坦地で構成されている。

注：日永岳の山頂は関市になります。

（南海トラフ地震や内陸直下地震の発生が懸念）

南海トラフ地震が、今後30年以内に70～80%の確率で発生するともいわれており、本市では、市南部を中心に震度6弱と予測されている。また、内陸直下型地震（マグニチュード6.9）が発生した場合、市内全域で震度6弱以上と予想されている。

◆岐阜県の活断層

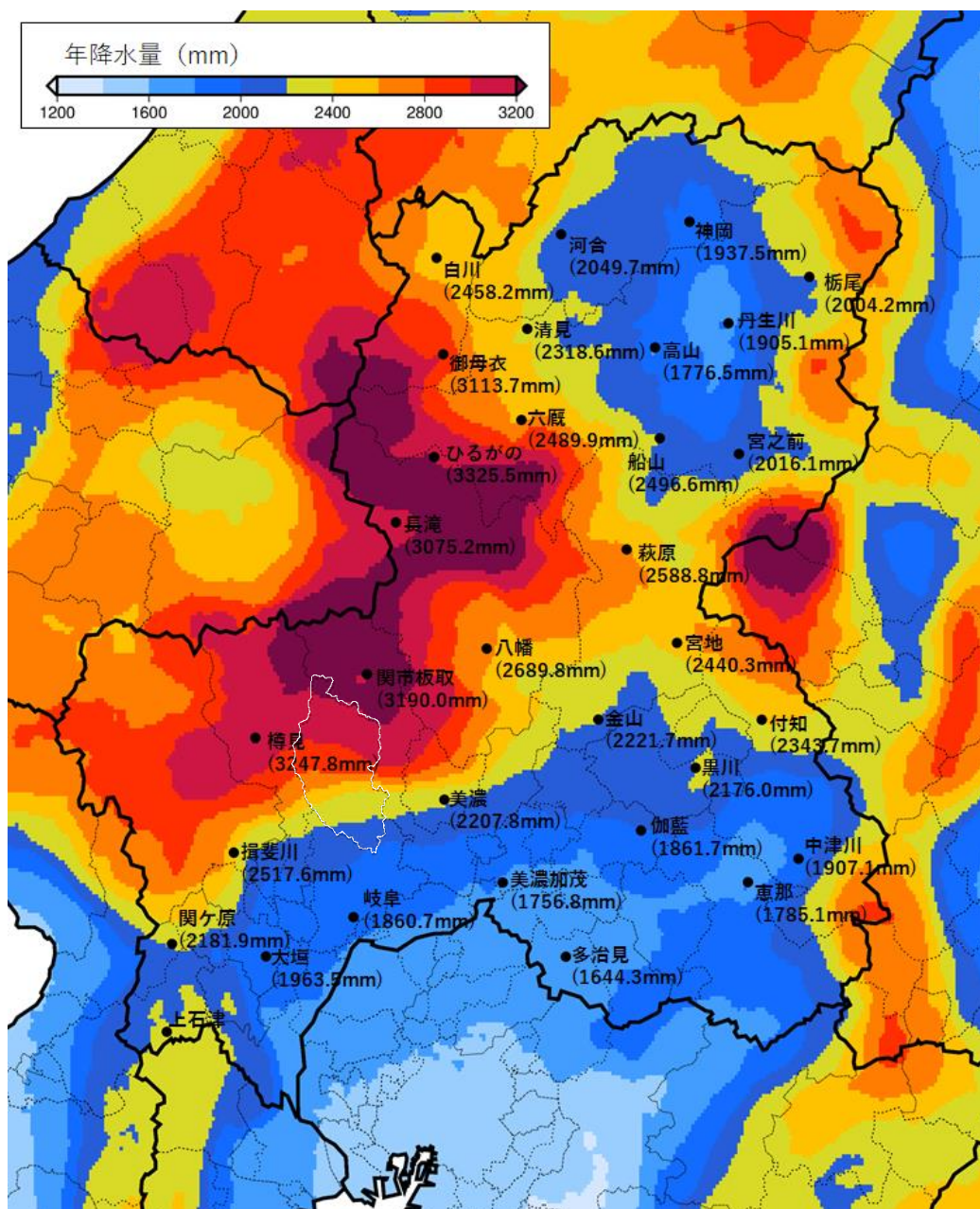


2 気候的特性

(多雨地域であり、近年、短期的・局地的豪雨が増加傾向)

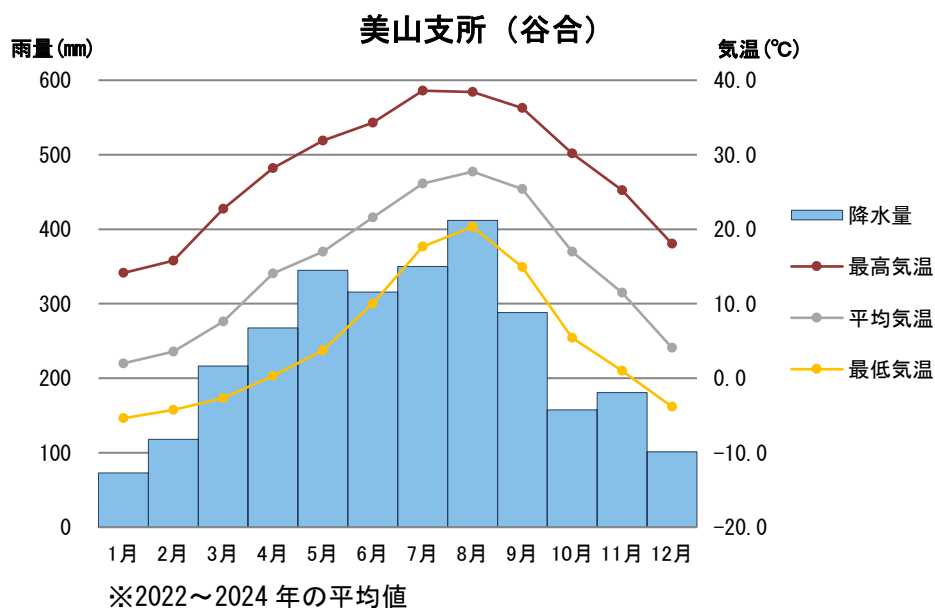
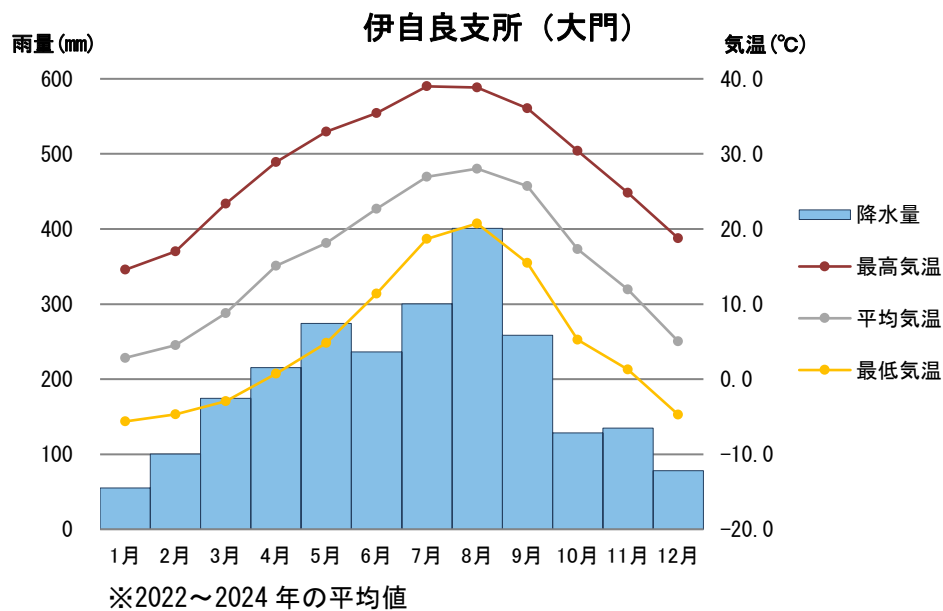
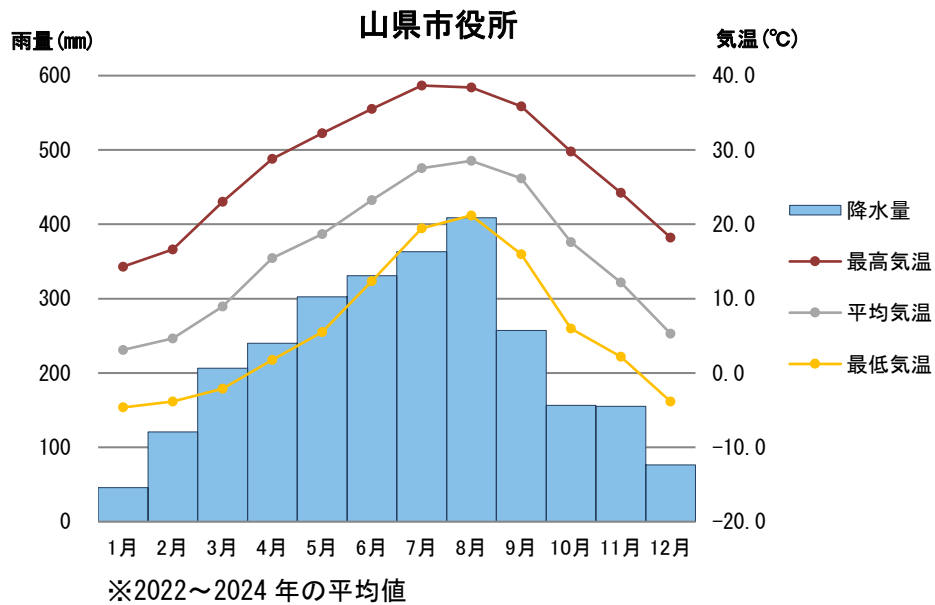
本市の平均年間降水量は約2,500mmであり、全国平均の約1,700mmを大きく上回っている。特に、山間部は3,000mmを超える地域もある。また、近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

◆岐阜県の年降水量の平年値分布



【出典：岐阜地方気象台ホームページ「岐阜県の地勢と気候特性」掲載データ】

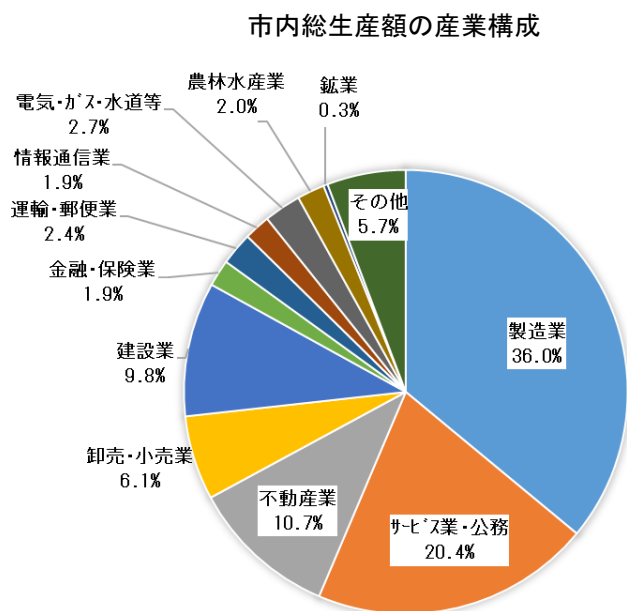
※気象庁メッシュ平年値（1991年～2020年）より描画



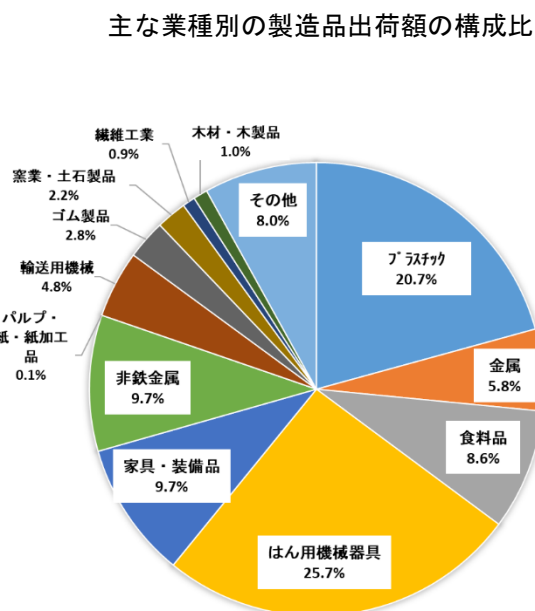
3 社会経済的特性

水栓バルブ発祥の地である本市には、水栓バルブ製造業やそれに関連する産業が集積しており、災害で本市内の企業に被害が生じると、全国的な影響が懸念される。

◆市内総生産・製造品出荷額の構成



【出典：岐阜県「令和3年度市町村民経済計算」】



【出典：2023年経済構造実態調査製造事業所調査】

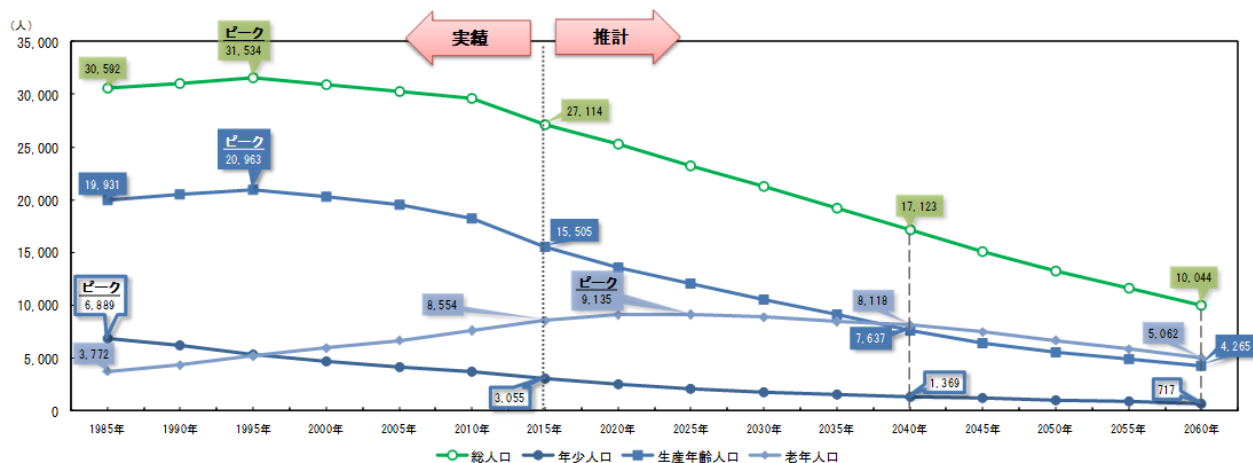
（自動車依存度の高さ）

本市内には、鉄道網がないことから、輸送や移動手段を車に依存する社会構造となっている。

このため、道路交通ネットワークの安全性確保は、市民生活にとって大変重要な要素となっている。

（長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展）

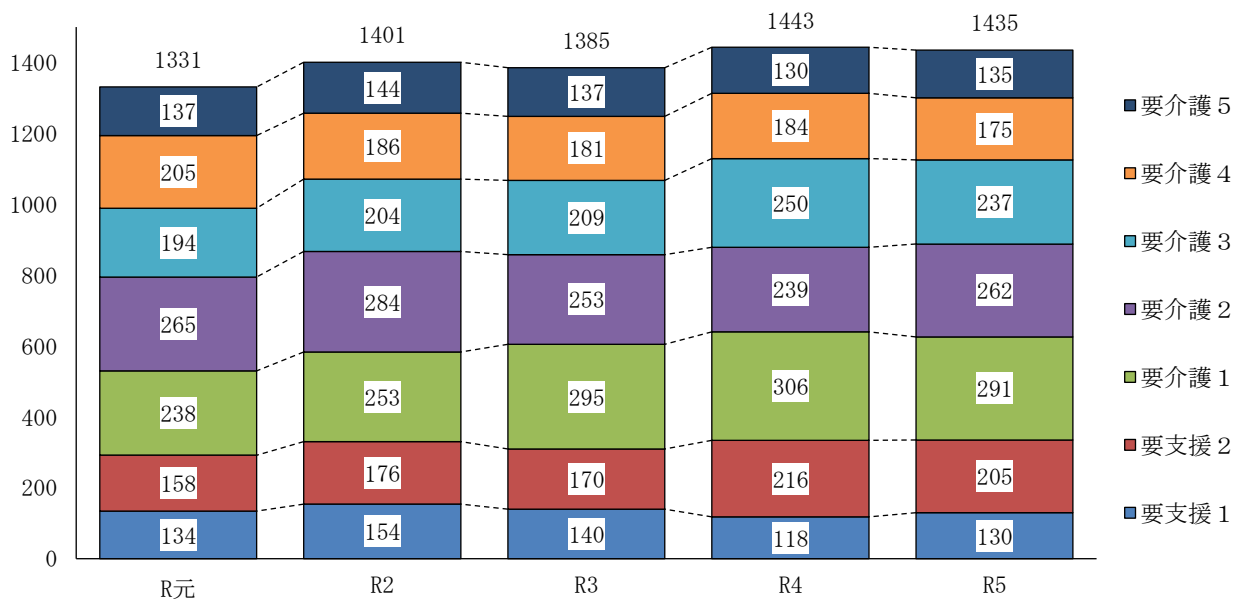
本市人口は1995年頃から減少を続けており、2060年には約1万人（約2.1万人減）となる見込みである。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口については、全てにおいて減少傾向となっており、老年人口が2040年に生産人口を追い越す見込みとなっているため、地域社会の崩壊が懸念されている。



(災害時に支援を要する高齢者の増加)

こうしたなか、要介護者が増加傾向にあり、災害時の支援も大きな課題となっている。

要介護（要支援）認定者の推移



【出典：地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）】

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震などの大規模自然災害を対象とする。

1 風水害（水害、土砂災害）

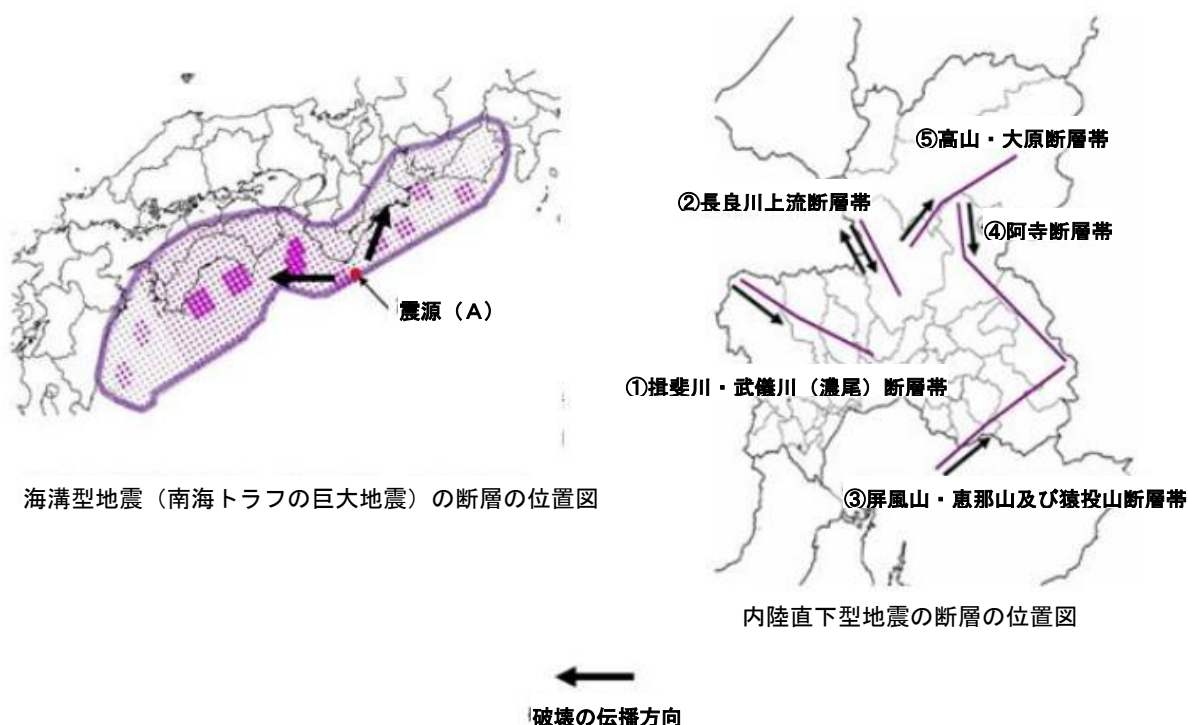
本市で最も甚大な被害をもたらしたのは、昭和51年の9.12豪雨災害である。近年では、大規模風水害が発生していないが、短期的・局地的豪雨が全国で頻発しており、数時間で平年1か月分以上の降水量をもたらすなど、これまでの想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念され、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題となっている。

2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

平成28年熊本地震を教訓に県内主要断層帯における地震を想定し、平成29・30年度に県が独自に行った「内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果」（H31.2）を踏まえ、建物倒壊や大規模火災による死傷者の発生など、最大級の地震災害に対し、平時からの備えが重要となっている。

◆南海トラフ地震などの被害想定

想定震源断層の位置図



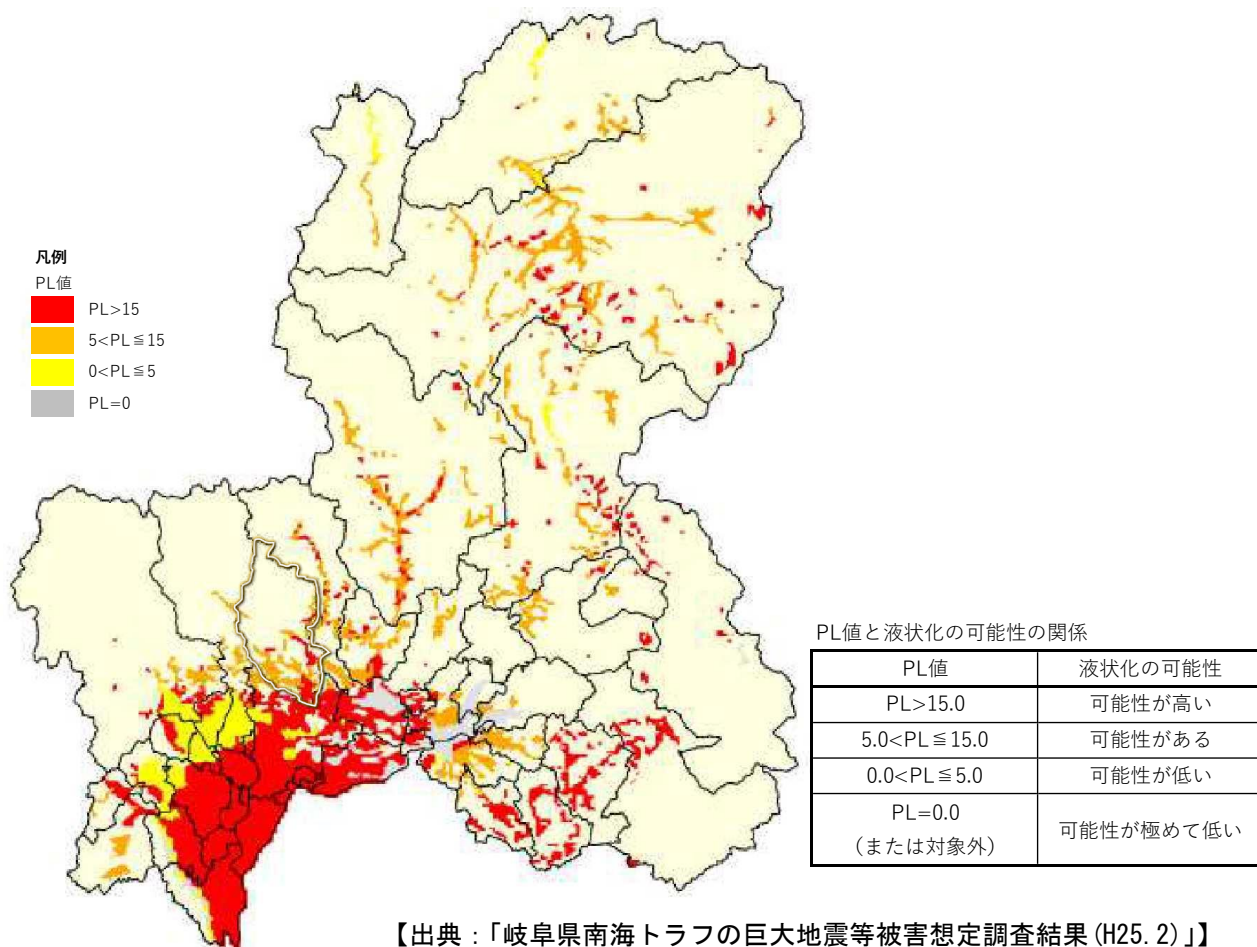
- (A) 南海トラフ巨大地震
- (1) 掛斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震
- (2) 長良川上流断層帯地震
- (3) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震
- (4) 阿寺断層帯地震
- (5) 高山・大原断層帯地震

	建物被害（棟）		人的被害（人）		避難者（人）
	全壊	半壊	死者	負傷者	
南海トラフ （M5.8、最大震度6弱）	726	1,961	7	231	2,358
揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯 （M6.7、最大震度7）	6,123	4,899	121	2,094	10,760
長良川上流断層帯（北側震源） （M6.1、最大震度6強）	783	2,618	35	553	2,620
長良川上流断層帯（南側震源） （M5.7、最大震度6弱）	41	566	2	113	411
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯 （M5.2、最大震度5強）	0	127	0	24	81
阿寺断層系 （M5.4、最大震度5強）	3	188	0	35	123
高山・大原断層帯 （M5.1、最大震度5強）	0	6	0	1	4

※被害数は、想定される最悪の数値を抽出

【出典：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果(H25.2)」 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果(H31.2)」】

◆南海トラフ地震での液状化指数



第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施している。

具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、県の地域計画との整合、本市の地域特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と23の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落などの大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落などの壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備などによる、人的被害の発生
		1-5	暴風雪や豪雪などに伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動などが迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水、電力、燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	消防などの被災などによる救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設などの被災による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断などによる経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済などへの影響
		4-2	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道など）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの市内各地での分断
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム、堤防、防災施設などの損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林などの荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞などによる復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材などの不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下などによる復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニケーションの崩壊などによる有形・無形文化の衰退・喪失
		7-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

23の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

(個別施策分野)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2) 国土保全 | ～河川、砂防、治山など対策～ |
| (3) 農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4) 都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5) 保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6) 産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7) ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8) 行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9) 環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

(横断分野)

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の底上げ～ |
| (11) 官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12) メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |

脆弱性評価結果は別紙1、2のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（個別施策分野）

- | | |
|----------------|------------------------|
| （1）交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| （2）国土保全 | ～河川、砂防、治山など対策～ |
| （3）農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| （4）都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| （5）保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| （6）産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| （7）ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| （8）行政機能 | ～公助の強化～ |
| （9）環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

（横断分野）

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| （10）リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の底上げ～ |
| （11）官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| （12）メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を12の施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。なお、施策の推進にあたっては、現在「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～7年度）を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進しているが、5か年対策後も、引き続き国・県と連携しながら、中・長期的に強靱化に資する対策を推進していく。

12の施策分野ごとの推進方針を以下に示す（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり）。

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～



※左記のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧は29頁を参照）

(道路ネットワークの整備)

- ・幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、東海環状自動車道など災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
- ・広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や防災拠点、市役所へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策などの整備を着実に進める。
- ・東海環状自動車道山県ICより以北に向け基幹的な道路ネットワークを確保するため、国道256号高富バイパスの早期整備促進を図る。
- ・市の8割を山地が占める地形的特性上、本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める。
- ・豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水のおそれがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進め維持管理を適切に行う。
- ・災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(孤立・大雪対策の推進)

- ・市の8割を山地が占める地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害により集落の孤立が発生した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備などによる孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する。また、発災時に迅速な対応ができるよう、関係機関と連携した訓練を実施する。
- ・孤立が予想される集落については孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品などの個人での備蓄（最低3日以上）を呼びかけるほか、市による備蓄の充実を図る。
- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を図る。また、防災行政無線の自局放送機能による通信訓練を引き続き実施する。その他、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する。
- ・大雪などの際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪体制の強化及び路面状況などの監視体制の強化を図る。

(公共交通機関との連携強化)

- ・バス事業者と情報共有を図り連携強化に努める。

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山など対策～



（総合的な水害・土砂災害対策の推進）

- ・ 中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図を公表するほか、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える取組を進める。また、洪水時の円滑な避難のため、市が整備した洪水ハザードマップの改訂及び公表や住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の充実を図る。
- ・ 近年の豪雨で、浸水被害が発生した三田又川、落堀川などにおいて、緊急的に河川改修などの治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。
- ・ 洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採などを進め、流下能力の向上を図る。
- ・ 鳥羽川や伊自良川、武儀川など１７本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められているが、河川の下流地域では、豪雨時には冠水のおそれのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める。
- ・ 急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修を図る。
- ・ 森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域などの指定を受けている。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努める。
- ・ 山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る。
- ・ 排水機場や樋門などの河川管理施設について、大規模な地震などによる河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。
- ・ 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門など、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～



(農業用排水機場等の整備)

- ・農業用排水機場等の予防保全対策については、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

- ・生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備などを推進する。
- ・防災重点ため池の国基準の見直しにより対策を必要とするため池については、ハード整備及びハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

(農地・農業用水利施設などの適切な保全管理)

- ・安定した食料供給に向け、農業用水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落などを支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業用水利施設などを保全管理する取組の支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

(林道の整備)

- ・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する。

(災害に強い森林づくり)

- ・豪雨による山地災害などを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き間伐などの森林整備を計画的に推進する。
- ・適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、森林整備を推進する。
- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、治山ダム・土留め工・流路工等の設置及び維持管理を適宜実施するなど、ハード対策を進めるとともに安全性の向上を図るため、ソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を進める。

（４）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～



（住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進）

- ・住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、市など主催の説明会、住宅耐震化相談会、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」など、様々な分野から普及啓発を実施する。また、全ての特定建築物及び既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、「重点的に耐震化を図る建築物」とし、耐震化の促進を図る。更に、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去などの支援を図る。
- ・大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する。
- ・多くの割合を占める木造戸建て住宅を含む建築物の耐震化を進め、災害による被害の軽減を図るため耐震化支援策の拡充の検討や、市民への制度周知なども含め啓発活動に取り組む。
- ・家具固定の必要性をあらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者など向けに、家具固定器具の取付事業の周知と支援を進める。

（避難誘導体制の強化）

- ・更新した各種ハザードマップを、市民への危険箇所の周知や防災訓練等において活用することにより避難誘導体制の強化を図る。

（空家対策の推進）

- ・大規模災害発生時の空家倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を「山縣市空家等対策計画」に基づき推進する。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- ・大規模盛土造成地の宅地地盤の被害の防止・軽減につなげるため、滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の第二次スクリーニング調査の実施や結果によっては対策工事の実施を検討する。

（帰宅困難者対策の推進）

- ・大規模災害時に、帰宅困難者を一定期間留めておけるように、バスターミナル施設の運営事業者及びバス事業者と連携強化に努める。
- ・企業などに対し、BCP（事業継続計画）の策定の支援などを通じて、大規模災害時における従業員の行動について周知するとともに、帰宅困難になった場合に従業員などを一定期間事業所などに留めておくことや、必要な物資の備蓄などを促す。

（被災住宅への支援）

- ・被災住宅の被害状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や市の被災者生活・住宅再建支援事業及び県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生

活再建を支援する。また、県・市相互による職員応援体制に基づき被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう実施体制の強化を図る。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を図る。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者などの多様な利用者に配慮した環境整備を図る。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害後の迅速な建設体制を構築する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、関係団体への制度の周知及び協定締結など実施体制の強化を図る。

（地籍調査の促進）

- ・土地の所有者や境界などを明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

（文化財の保護対策の推進）

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・減災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強などへの支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

（環境保全の推進）

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園などの保全を推進する。

（５）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～



（災害医療体制の充実）

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（山県医師会、山県市歯科医師会、山県市薬剤師会）との連携強化などにより、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る。
- ・大規模広域災害時において多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがあり、消防団や自主防災組織などの協力が必要となるため、各種団体などへの救命講習を引き続き促進する。

(救急医療施設などの耐震化の促進)

- ・救急医療施設や社会福祉施設などについて、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を推進する。

(医療施設などにおけるエネルギー確保)

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備などの整備に努めるよう助言する。
- ・社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日分以上の食料、飲料水、その他生活必需品（個々のアレルギーなどに対応した食品など）の備蓄を行うよう、引き続き依頼する。

(避難所環境の充実)

- ・要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて市の避難所運営マニュアルを必要に応じて改定する。
- ・避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。
- ・災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料などと同様に重要事項として認識し、適切な対応に努める。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定締結や、必要に応じて県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性の啓発を進めていく。
- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める。

(福祉避難所の運営体制確保)

- ・市は福祉避難所運営マニュアルを策定済みであり、また16福祉施設と協定を締結しているため、今後は福祉避難所の充実・強化を図る。

(災害時健康管理体制の整備)

- ・発災初動における市の役割分担、関係機関などとの連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備を進め関係機関などと連携した健康管理体制を構築する。

(医療・介護人材の確保・育成)

- ・高齢化が進展するなか、災害時に医療や介護人材の絶対的不足による被害の拡大を生じさせないよう、引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備などにより、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

(社会福祉施設などへの支援)

- ・災害時の福祉・介護分野における人材派遣など、広域的な緊急支援について、有事の際を想定し市内の福祉団体など支援体制を整備する。
- ・社会福祉施設などの防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的に確認を行い、今後、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努める。

（６）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～



（ＢＣＰなどの策定支援）

- ・中小企業の経営者が緊急事態で的確に判断し行動するために、緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し取り決めておく「事業継続計画（ＢＣＰ）」の策定を促進する。

（本社機能の誘致・企業立地の推進）

- ・従業員の移住や若者の市外流出防止などに加え、国全体の強靱化の観点から、道路アクセスの利便性などを活かし、県と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する。

（観光地などの風評被害防止対策の推進）

- ・大規模災害発生時には、様々な風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援などの適切な対応を実施する。

（７）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～



（総合的な大規模停電対策の推進）

- ・市、医療機関や重要施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体などとの連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- ・平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、早期復旧を図るための被災状況などに関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備などについて、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- ・停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。
- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県関係部局が連携し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。
- ・自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所に

おける携帯電話等充電用資機材を確保する。

（上下水道施設などの耐震・老朽化対策の推進）

- ・緊急輸送道路や避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する。
- ・上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を推進する。
- ・上水道・簡易水道施設については、水道ビジョン等の計画を策定し、施設と管路の耐震化・老朽化対策を推進する。
- ・公共下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、優先順位を付けて、処理場の老朽化対策、管渠の不明水対策を推進する。
- ・農業集落排水施設については、機能診断、最適整備構想、再編計画など機能保全等に関する一連の計画等を策定し、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する。

（上下水道における業務継続体制の整備）

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、水道BCPのブラッシュアップを図る。
- ・水道事業の長期継続体制のために、基本計画や水道ビジョン、経営戦略等を策定し、経営健全化を図る。
- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP、災害支援協定、防災訓練や下水道ソフト対策等の推進を図る。
- ・下水道事業の安定的・継続的な事業運営のために、ストックマネジメント計画や経営戦略改定等を行い、経営健全化を図る。
- ・下水道の汚水処理施設整備構想や汚水処理施設最適化計画等の計画を策定し、公共下水道と農業集落排水の広域化・共同化を検討する。
- ・下水道汚泥の運搬・処理について計画を策定し、他市との広域化を検討する。

（農業集落排水施設の機能保全）

- ・農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、最適整備構想に基づき計画的に改築・修繕を行う。

（合併浄化槽への転換促進）

- ・下水道未供用区域においては、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

（水源の多様化）

- ・大規模災害発生時に長期間にわたる断水の不足事態に備え、災害時協力井戸制度を推進する。

（ライフライン事業者との協力連携の強化）

- ・協定締結先であるライフライン事業者と平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

(8) 行政機能 ～公助の強化～



【行政】

(災害初動対応力の強化)

- ・大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、他自治体での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。
- ・罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、「被災者支援システム」の有効活用のため、平時から職員間の情報共有を図る。
- ・被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを検討する。

(防災拠点機能の強化)

- ・平成30年度に県より公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県と連携した実動訓練を実施する。
- ・各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて広域物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する。また、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう本市における物資の受援計画を見直す。
- ・公共施設などそのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する。
- ・道路インフラの被災により防災拠点や市役所へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- ・住民主体での避難行動を促すため、各種災害に応じたハザードマップの普及促進、警戒レベルを用いた把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細やかな情報提供、SNSを活用した情報発信など、多種多様な情報伝達を強化する。また、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「県防災ポータルサイ

ト」や気象情報・河川水位などの情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める。

- ・リアルタイムでの情報提供が可能な「県被害情報集約システム」と「市発令判断支援システム」を用いて、市の避難情報発令など、迅速に市民へ提供するとともに、県・市双方における的確な災害応急対応への情報共有を図る。
- ・市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制の再点検を行い、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する。
- ・外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備などの取組を図る。
- ・災害時においても対応できるよう、聴覚障がい者への意思疎通を図るため、平時における意思疎通支援事業の実施や市民向けの手話啓発を促進する。
- ・住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い、出水期前に県の情報伝達訓練に継続して参加する。
- ・県等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や消防団等関係機関と連携し、現地確認体制の強化を図る。

（防災情報通信システムの維持管理）

- ・災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、令和元年度から2年間で防災情報通信システムの更新を行っており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理を図る。
- ・災害時における情報提供の手段として防災行政無線（同報系）による防災情報を市内の全世帯に配信できるよう戸別受信機の配備と維持管理を引き続き行う。
- ・災害時における情報伝達を確保するため、移動系防災無線の維持管理を図る。

（業務継続体制の整備）

- ・被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制などについて、引き続き整備を図る。
- ・業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を図る。
- ・災害時において情報システムが停止することなく稼働できるために、クラウドサービスの利用の拡大を推進する。

（非常用物資・資機材の整備促進）

- ・家庭などにおける備蓄について、最低3日分以上の生活必需品などの備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。
- ・市における非常用物資の備蓄や資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行うなど必要に応じ見直しを行い、適時適切な維持管理に努める。
- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める。
- ・民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料など生活必需物資の調達体制を構築しており、更なる調達協定先の拡充を図り、民間企業などと連携した非常時に備えた体制の拡充・強化を図る。

【消防】

（災害対応力強化のための資機材整備）

- ・災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、消防団員への使用方法の習熟を図る。
- ・大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索などの救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。

（消防団員など人材の確保・育成）

- ・消防団員の確保環境が一段と厳しさを増しているなか、消防団、企業などの意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充、消防及び消防団員ＯＢや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。
- ・消防団については、装備品などの充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図る。
- ・地域防災力の向上を図るため、自治会（自主防災組織）などの活動を支援する。
- ・地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自治会（自主防災組織）などとの連携などを含めた消防団の活性化に努める。

（９）環境 ～廃棄物及び有害物質対策～



（災害廃棄物対策の推進）

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び近隣市町などとの連絡調整や連携・応援体制を含んだ災害廃棄物処理計画の整備を図る。
- ・一般廃棄物処理施設（クリーンセンター）の基幹改良事業に向けて長寿命化総合計画を樹立する。

（有害物質対策の検討）

- ・アスベストや化学物質などの有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を県と共有し整理・検討する。

（河川に流出したごみなどの処理）

- ・災害発生時に流出したごみを適正に処分するため、河川管理者と一体となった河川環境の保全を図る。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成

～自助・共助の底上げ～



(防災教育の推進)

- ・「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害のリスクがある保育所や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進などを図る防災教育を実施する。
- ・防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家の派遣、関係機関による指導を行うとともに、幼小中特の教員を対象とした研修講座など、防災に関する研修の充実を図る。
- ・学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る訓練の実施率向上を図るとともに、児童生徒自らが災害から命を守る取組について考え、実践する訓練に取り組む。

(住民主体での避難対策の強化)

- ・南海トラフ地震臨時情報について市民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民などを対象にとるべき行動の理解を深める。

(要配慮者支援の推進)

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を作成し、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャーなどと連携し、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を継続する。
- ・要配慮者利用施設について、水防法及び土砂災害防止法の改正により作成した避難確保計画により、避難訓練の継続実施を図る。

(防災人材の育成と地域防災力の強化)

- ・市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自治会（自主防災組織）などと連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。
- ・共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努める。また、防災士が指導者として自治会（自主防災組織）などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行う。このほか地域で中心的な役割を担う「防災リーダー」育成の推進・強化を図る。
- ・自治会（自主防災組織）や消防団などの関係組織が互いに密接な関係を構築することによって、地域における防火防災意識の普及に努める。
- ・市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組を図る。
- ・被害を最小限に抑えるため、自助、共助、公助のそれぞれの段階での防災活動の強化を図る。自主防災組織等が行う資機材整備や活動に対する支援のほか、山縣市総合ボランティアサポートセンターと連携し自主防災組織等が行う防災訓練の促進や地区防災計画

の策定といった取組に防災士を派遣することで、地域防災力の強化を図る。

（コミュニティ活動の担い手養成）

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自治会（自主防災組織）の人材育成・活動を促進する。

（地域コミュニティの維持発展）

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、自治会をはじめとした地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う。

（１１）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～



（支援物資供給などに係る官民の連携体制の強化）

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

（救出救助に係る連携体制の強化）

- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防などの関係機関及び民間事業者などが相互に連携した実践的な防災訓練を引き続き実施する。
- ・大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する。

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

- ・大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体などが連携・協働していくための災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う防災士を養成する。

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～



(社会資本の適切な維持管理)

- ・河川・水路施設などがその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕などを実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化などが進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理を行う。
- ・高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化が進行していることから、「山県市橋梁個別維持管理計画」・「山県市トンネル個別維持管理計画」に基づき、引き続き計画的な点検、補修などを実施する。
- ・近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や市管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に市民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、今後、長寿命化計画を策定するなど、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

(公共施設などの維持管理)

- ・公共建築物などの老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「山県市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- ・市営住宅については、耐用年限を超えている住宅も存在することから、退去に伴い除却を推進し、その他の市営住宅については計画的な維持管理を行う。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- ・点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

SDGs一覧



第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、現行計画における重点化施策項目を踏襲しつつ、施策の進捗状況、策定後の災害から得られた教訓、社会情勢の変化などを踏まえ、36の重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。これにより毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況などを踏まえ、アクションプランと合わせて適宜見直しを行う。

2 アクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「山県市国土強靱化地域計画アクションプラン」としてとりまとめる。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国・県及び本市の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスクなどを踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時などに所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 交通・物流	・道路ネットワークの整備 ・孤立・大雪対策の推進	・公共交通機関との連携強化
(2) 国土保全	・総合的な水害・土砂災害対策の推進	・地盤沈下対策の推進
(3) 農林水産	・農業用排水機場の整備 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・農地・農業水利施設などの適切な保全管理 ・林道の整備 ・災害に強い森林づくり	
(4) 都市・住宅 ／土地利用	・住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進 ・空家対策の推進 ・大規模盛土造成地対策の実施 ・被災住宅への支援 ・避難所の防災機能・生活環境の向上	・避難誘導体制の強化 ・帰宅困難者対策の推進 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・地籍調査の促進 ・文化財の保護対策の推進 ・環境保全の推進
(5) 保健医療・福祉	・災害医療体制の充実 ・避難所環境の充実 ・福祉避難所の運営体制確保 ・社会福祉施設などへの支援	・救急医療施設などの耐震化の促進 ・医療施設などにおけるエネルギー確保 ・災害時健康管理体制の整備 ・医療・介護人材の確保・育成
(6) 産業	・BCPなどの策定支援 ・本社機能の誘致・企業立地の推進 ・観光地などの風評被害防止対策の推進	
(7) ライフライン・情報通信	・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道施設などの耐震化・老朽化対策の推進	・上下水道における業務継続体制の整備 ・農業集落排水施設の機能保全 ・合併浄化槽への転換促進 ・水源の多様化 ・ライフライン事業者との協力連携の強化
(8) 行政機能	【行政】 ・災害初動対応力の強化 ・防災拠点機能の強化 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・非常用物資の備蓄促進 【消防】 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・消防団員など人材の確保・育成	・防災情報通信システムの維持管理 ・業務継続体制の整備 ・切れ目のない被災者生活再建支援
(9) 環境	・災害廃棄物対策の推進	・有害物質対策の検討 ・河川に流出したごみなどの処理
(10) リスクコミュニケーション ／防災教育・人材育成	・防災教育の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成と地域防災力の強化	・コミュニティ活動の担い手養成 ・地域コミュニティの維持発展
(11) 官民連携	・支援物資供給などに係る官民の連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成	・救出救助に係る連携体制の強化
(12) メンテナンス・老朽化対策	・社会資本の適切な維持管理	・公共施設などの維持管理 ・メンテナンスに関する人材の養成

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進)

- ・地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、市など主催の説明会、住宅耐震化相談会、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」など、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。また、全ての特定建築物及び既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、「重点的に耐震化を図る建築物」とし、耐震化の促進を図る必要がある。更に、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去などの支援を図る必要がある。
- ・救急医療施設や社会福祉施設などについて、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- ・大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する必要がある。
- ・多くの割合を占める木造戸建て住宅を含む建築物の耐震化を進め、災害による被害の軽減を図るため耐震化支援策の拡充の検討や、市民への制度周知なども含め啓発活動に取り組む必要がある。
- ・家具固定の必要性をあらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者など向けに、家具固定器具の取付事業の周知と支援を進める必要がある。

(避難誘導體制の強化)

- ・更新した各種ハザードマップを、市民への危険箇所の周知や防災訓練等において活用することにより、避難誘導體制の強化を図る必要がある。

(公共施設などの維持管理)

- ・公共建築物などの老朽化対策については、維持補修など必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「山縣市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。
- ・市営住宅については、耐用年限を超えている住宅も存在することから、退去に伴い除却を推進し、その他の市営住宅については計画的な維持管理を行う必要がある。

(空家対策の推進)

- ・大規模災害発生時の空家倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を「山縣市空家等対策計画」に基づき推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- ・大規模盛土造成地の宅地地盤の被害の防止・軽減につなげるため、滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の第二次スクリーニング調査の実施や結果によっては対策工事の実施を検討する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

住宅の耐震化率	81% (H30) 【建設課】
多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化率	89% (R4) 【建設課】
公共の社会福祉施設などの耐震化率	100% (R5) 【建設課】
市内保育所耐震化率	100% (R2) 【子育て支援課】
市内児童館耐震化率	100% (R2) 【子育て支援課】
市有施設（特定建築物）の耐震化率	88% (R4) 【建設課】
防火水槽の耐震化率	7% (R4) 【総務課】
指定緊急避難場所数	28箇所 (R6) 【総務課】
空家の数	2,470戸 (R5) 【建設課 まちづくり・企業支援課】
木造住宅耐震診断実施件数	251件 (R5末累計) 【建設課】
木造住宅耐震補強工事实施件数	25件 (R5末累計) 【建設課】

1-2) 集中豪雨による市街地や集落などの大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

- ・ 中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図を公表するほか、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える取組を進める。また、洪水時の円滑な避難のため、市が整備した洪水ハザードマップの改訂及び公表や住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の充実を図る必要がある。
- ・ 近年の豪雨で、浸水被害が発生した三田又川、落堀川などにおいて、緊急的に河川改修などの治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。
- ・ 洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採などを進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- ・ 鳥羽川や伊自良川、武儀川など17本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められているが、河川の下流地域では、豪雨時には冠水のおそれのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める必要がある。
- ・ 急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修を図る必要がある。

(河川・水路施設などの維持・長寿命化対策)

- ・ 河川・水路施設などがその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕などを実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化などが進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理を行う必要がある。

(現在の水準を示す指標)

準用河川（7河川）の改修率（事業中2河川）	20% (R5) 【建設課】
洪水ハザードマップ	更新済 (R3) 【総務課】

1-3) 大規模土砂災害による集落などの壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

- ・ 森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災

害防止法による土砂災害警戒区域などの指定を受けている。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努める必要がある。

- ・山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

土砂災害特別警戒区域（土石流）	341 箇所(R6)【建設課】
土砂災害警戒区域（土石流）	420 箇所(R6)【建設課】
土砂災害特別警戒区域（急傾斜）	570 箇所(R6)【建設課】
土砂災害警戒区域（急傾斜）	573 箇所(R6)【建設課】
土砂災害ハザードマップの作成・公表	63 地区(R4)【総務課】

1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備などによる、人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- ・住民主体での避難行動を促すため、各種災害に応じたハザードマップの普及促進、警戒レベルを用いた把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細やかな情報提供、SNSを活用した情報発信など、多種多様な情報伝達を強化する。また、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「県防災ポータルサイト」や気象情報・河川水位などの情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める必要がある。
- ・リアルタイムでの情報提供が可能な「県被害情報集約システム」や「市発令判断支援システム」を用いて、市の避難情報発令など、迅速に市民へ提供するとともに、県・市双方における的確な災害応急対応への情報共有を図る必要がある。
- ・市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制の再点検を行い、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する必要がある。
- ・外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備などの取組を図る必要がある。
- ・災害時においても対応できるよう、聴覚障がい者への意思疎通を図るため、平時における意思疎通支援事業の実施や市民向けの手話啓発を促進する必要がある。
- ・住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い、出水期前に県の情報伝達訓練に継続して参加する必要がある。
- ・県等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や消防団等関係機関と連携し、現地確認体制の強化を図る必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

- ・南海トラフ地震臨時情報について市民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民などを対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。

（防災教育の推進）

- ・「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害のリスクがある保育所や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進などを図る防災教育を実施する必要がある。
- ・防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家の派遣、関係機関による指導を行うとともに、幼小中特の教員を対象とした研修講座など、防災に関する研修の充実を図る必要がある。
- ・学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る訓練の実施率向上を図るとともに、児童生徒自らが災害から命を守る取組について考え、実践する訓練に取り組む必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を作成し、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャーなどと連携し、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を継続する必要がある。
- ・要配慮者利用施設について、水防法及び土砂災害防止法の改正により作成した避難確保計画により、避難訓練の継続実施を図る必要がある。

（防災人材の育成）

- ・市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自治会（自主防災組織）などと連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。

（防災情報通信システムの維持管理）

- ・災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、令和元年度から2年間で防災情報通信システムの更新を行っており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理を図る必要がある。
- ・災害時における情報提供の手段として防災行政無線（同報系）による防災情報を市内の全世帯に配信できるよう戸別受信機の配備と維持管理を引き続き行う必要がある。
- ・災害時における情報伝達を確保するため、移動系防災無線の維持管理を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率数	100% (R6) 【福祉課、子育て支援課、健康介護課】
避難行動要支援者名簿作成率	100% (R6) 【福祉課】
洪水ハザードマップ【再掲】	更新済 (R3) 【総務課】
防災行政無線デジタル化（子局数）	111箇所 (R4) 【総務課】
小中学校における防災教育実施率	100% (R6) 【学校教育課】

1-5) 暴風雪や豪雪などに伴う多数の死傷者の発生

（道路における大雪対策）

- ・大雪などの際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪体制の強化及び路面状況などの監視体制の強化を図る必要がある。

2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給などに係る防災拠点機能の強化)

- ・平成30年度に県より公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県と連携した実動訓練を実施する必要がある。
- ・各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて広域物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。また、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう本市における物資の受援計画を見直す必要がある。

(支援物資供給などに係る官民の連携体制の強化)

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(上下水道施設などの耐震・老朽化対策の推進)

- ・緊急輸送道路や避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する必要がある。
- ・上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を推進する必要がある。
- ・上水道・簡易水道施設については、水道ビジョン等の計画を策定し、施設と管路の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。
- ・公共下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、優先順位を付けて、処理場の老朽化対策、管渠の不明水対策を推進する必要がある。
- ・農業集落排水施設については、機能診断、最適整備構想、再編計画など機能保全等に関する一連の計画等を策定し、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する必要がある。

(非常用物資・資機材の整備促進)

- ・家庭などにおける備蓄について、最低3日分以上の生活必需品などの備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。
- ・市における非常用物資の備蓄や資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行

うなど必要に応じ見直しを行い、適時適切な維持管理に努める必要がある。

- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める必要がある。
- ・民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料など生活必需物資の調達体制を構築しており、更なる調達協定先の拡充を図り、民間企業などと連携した非常時に備えた体制の拡充・強化を図る必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- ・大規模災害時に、帰宅困難者を一定期間留めておけるように、バスターミナル施設の運営事業者及びバス事業者と連携強化に努める必要がある。
- ・企業などに対し、BCP（事業継続計画）の策定の支援などを通じて、大規模災害時における従業員の行動について周知するとともに、帰宅困難になった場合に従業員などを一定期間事業所などに留めておくことや、必要な物資の備蓄などを促す必要がある。

(現在の水準を示す指標)

上水道の基幹管路の耐震適合率	40% (R5)	【水道課】
地震対策上重要な公共下水管きょにおける地震対策実施率100%	(R6)	【水道課】
地震対策上重要な農業集落排水管きょにおける地震対策実施率	0% (R6)	【水道課】
民間などとの災害協定数	55件 (R6)	【総務課】
災害時受援計画	策定済 (R4)	【総務課】

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワークの確保)

- ・市の8割を山地が占める地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害により集落の孤立が発生した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備などによる孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。また、発災時に迅速な対応ができるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段などの確保)

- ・孤立が予想される集落については孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活必需品などの個人での備蓄（最低3日分以上）を呼びかけるほか、市による備蓄の充実を図る必要がある。
- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を図る必要がある。また、防災行政無線の自局放送機能による通信訓練を引き続き実施する必要がある。その他、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

避難者に対する食料、飲料水の備蓄	2,358人分3日分 (R6)	【総務課】
衛星電話の設置局数	1局 (R6)	【総務課】
防災行政無線自局放送機能による通信訓練	年1回 (R6)	【総務課】

2-3) 消防などの被災などによる救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(災害対応力強化のための資機材整備)

- ・災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、消防団員への使用方法の習熟を図る必要がある。
- ・大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索などの救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防などの関係機関及び民間事業者などが相互に連携した実践的な防災訓練を引き続き実施する必要がある。
- ・大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する必要がある。【再掲】

(消防団員など人材の確保・育成)

- ・消防団員の確保環境が一段と厳しさを増しているなか、消防団、企業などの意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充、消防及び消防団員ＯＢや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進し、活動の充実を図る必要がある。
- ・消防団については、装備品などの充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図る必要がある。
- ・地域防災力の向上を図るため、自治会（自主防災組織）などの活動を支援する必要がある。
- ・共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努める。また、防災士が指導者として自治会（自主防災組織）などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行う必要がある。
- ・地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自治会（自主防災組織）などとの連携などを含めた消防団の活性化に努める必要がある。
- ・自治会（自主防災組織）や消防団など関係組織が互いに密接な関係を構築することによって、地域における防火防災意識の普及向上に努める必要がある。
- ・市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

消防団員数	429 人 (R6) 【総務課】
内女性消防団員数	13 人 (R6) 【総務課】
消防団員の充足率	96% (R6) 【総務課】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（山県医師会、山県市歯科医師会、山県市薬剤師会）との連携強化などにより、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る必要があ

る。

- ・大規模広域災害時において多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがあり、消防団や自主防災組織などの協力が必要となるため、各種団体などへの救命講習を引き続き促進する必要がある。

（救急医療施設などの耐震化の促進）

- ・救急医療施設や社会福祉施設などについて、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化等を推進する必要がある。【再掲】

（医療施設などにおけるエネルギー確保）

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備などの整備に努めるよう助言する必要がある。
- ・社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日分以上の食料、飲料水、その他生活必需品（個々のアレルギーなどに対応した食品など）の備蓄を行うよう、引き続き監査時などにおいて依頼する必要がある。

（医療・介護人材の育成・確保）

- ・岐阜大学医学部における大学と病院が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、介護職員の処遇改善など、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。高齢化が進展するなか、災害時に医療や介護人材の絶対的不足による被害の拡大を生じさせないようにしていく必要がある。引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備などにより、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

（社会福祉施設などへの支援）

- ・災害時の福祉・介護分野における人材派遣など、広域的な緊急支援について、有事の際を想定し市内の福祉団体など支援体制を整備する必要がある。
- ・社会福祉施設などの防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的に確認を行い、今後、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努める必要がある。

（現在の水準を示す指標）

災害時医療救護計画

策定済(R5.3)【健康介護課】

救急医療施設の耐震化率

100%(R3完了)【建設課】

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所環境の充実）

- ・要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて市の避難所運営マニュアルを必要に応じて改定する必要がある。
- ・避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る必要がある。
- ・災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料などと同様に重要事項として

認識し、適切な対応に努める必要がある。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定締結や、必要に応じて県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する必要がある。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性の啓発を進めていく必要がある。

- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める必要がある。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を図る必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者などの多様な利用者に配慮した環境整備を図る必要がある。

（福祉避難所の運営体制確保）

- ・市は福祉避難所運営マニュアルを策定済みであり、また16福祉施設と協定を締結しているため、今後は福祉避難所の充実・強化を図る必要がある。

（災害時健康管理体制の整備）

- ・発災初動における市の役割分担、関係機関などとの連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備を進め関係機関などと連携した健康管理体制を構築する必要がある。

（被災住宅への支援）

- ・被災住宅の被害状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や市の被災者生活・住宅再建支援事業及び県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、県・市相互による職員応援体制に基づき被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう実施体制の強化を図る必要がある。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害後の迅速な建設体制を構築する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、関係団体への制度の周知及び協定締結など実施体制の強化を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

避難所運営マニュアルの整備	策定済(H28)【総務課】
避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」の整備	策定済(R2)【総務課】
福祉避難所運営マニュアルの整備	策定済(H29)【福祉課】

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・施設などの被災による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- ・大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、他自治体での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。
- ・罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、「被災者支援システム」の有効活用のため、平時から職員間の情報共有を図る必要がある。
- ・被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを検討する必要がある。

(庁舎などの防災拠点機能の確保)

- ・公共施設などそのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- ・道路インフラの被災により防災拠点や市役所へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する必要がある。

(業務継続体制の整備)

- ・被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制などについて、引き続き整備を図る必要がある。
- ・業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を図る必要がある。
- ・災害時において情報システムが停止することなく稼働できるために、クラウドサービスの利用の拡大を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

市業務継続計画整備

改定済(R6)【総務課】

防災拠点となる公共施設などの耐震化率

100%(R6)【建設課】

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断などによる経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済などへの影響

(BCPなどの策定支援)

- ・中小企業の経営者が緊急事態で的確に判断し行動するために、緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し取り決めておく「事業継続計画（BCP）」の策定を促進する必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地の推進)

- ・本社機能の移転については、従業員の移住や若者の市外流出防止などに加え、国全体の強靱化の観点から、道路アクセスの利便性などを活かし、県と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する必要がある。

(観光地などの風評被害防止対策の推進)

- ・大規模災害発生時には、様々な風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援などの適切な対応を実施する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

中小企業数

1,186 事業所(R6)【まちづくり・企業支援課】

市内企業のBCP策定状況

調査中(R6)【まちづくり・企業支援課】

4-2) 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- ・本市は内陸に位置し、津波などによる被害は沿岸部に比べ少ないと想定されるため、幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。東海環状自動車道の関広見IC～山県IC間の開通により、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化が図られているものの、山県IC～大野神戸IC区間をはじめとする西回りルートの早期整備促進を図る必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ・広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や防災拠点、市役所へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策などの整備を着実に進める必要がある。

(幹線道路、東海環状自動車道ICアクセス道路整備)

- ・東海環状自動車道山県ICより以北に向け基幹的な道路ネットワークを確保するため、国道256号高富バイパスの早期整備促進を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率

42.82%(R5)【建設課】

主要な骨格幹線道路ネットワーク上の市管理橋梁の要耐震対策(フルスペック化)

箇所数

4 橋(R6)【建設課】

4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- ・民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料など生活必需物資の調達体制を構築しており、更なる調達協定先の拡充を図り、民間企業などと連携した非常時に備えた体制の拡充・強化を図る必要がある。

(農業用水利施設の保全対策)

- ・安定した食料供給に向け、農業用水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

民間などとの災害協定数(食料・物資取扱企業など)

11 件(R6)【総務課】

5. ライフライン、燃料、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン(電気、ガス、上下水道など)の長期間にわたる機能停止

(総合的な大規模停電対策の推進)

- ・市、医療機関や重要施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体などとの連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- ・平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、早期復旧を図るための被災状況などに関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備などについて、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- ・停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。
- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県関係部局が連携し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- ・自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材の確保を検討する必要がある。

(上下水道施設などの耐震・老朽化対策の推進)

- ・緊急輸送道路や避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する必要がある。【再掲】
- ・上水道施設(取水施設・浄水施設・配水場)の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、(公社)日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施され

るよう必要な調整を推進する必要がある。【再掲】

- ・上水道・簡易水道施設については、水道ビジョン等の計画を策定し、施設と管路の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。【再掲】
- ・公共下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、優先順位を付けて、処理場の老朽化対策、管渠の不明水対策を推進する必要がある。【再掲】
- ・農業集落排水施設については、機能診断、最適整備構想、再編計画など機能保全等に関する一連の計画等を策定し、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する必要がある。【再掲】

（上下水道における業務継続体制の整備）

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、水道BCPのブラッシュアップを図る必要がある。
- ・水道事業の長期継続体制のために、基本計画や水道ビジョン、経営戦略等を策定し、経営健全化を図る必要がある。
- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP、災害支援協定、防災訓練や下水道ソフト対策等の推進を図る必要がある。
- ・下水道事業の安定的・継続的な事業運営のために、ストックマネジメント計画や経営戦略改定等を行い、経営健全化を図る必要がある。
- ・下水道の汚水処理施設整備構想や汚水処理施設最適化計画等の計画を策定し、公共下水道と農業集落排水の広域化・共同化を検討する必要がある。
- ・下水道汚泥の運搬・処理について計画を策定し、他市との広域化を検討する必要がある。

（農業集落排水施設の機能保全）

- ・農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、最適整備構想に基づき計画的に改築・修繕を行う必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- ・下水道未供用区域においては、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

（水源の多様化）

- ・大規模災害発生時に長期間にわたる断水の不足事態に備え、災害時協力井戸制度を推進する必要がある。

（ライフライン事業者との協力連携の強化）

- ・協定締結先であるライフライン事業者と平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

（現在の水準を示す指標）

農業集落排水施設の機能診断実施地区割合	100% (R6) 【水道課】
汚水処理人口普及率	86.3% (R4) 【水道課】
災害時協力井戸登録件数	3件 (R6) 【総務課】

5-2) 地域交通ネットワークの市内各地での分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- ・市の8割を山地が占める地形的特性上、本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める必要がある。
- ・大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保していく必要があるため、除雪体制の強化及び路面状況などの監視体制の強化を図る必要がある。【再掲】
- ・豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水のおそれがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進め維持管理を適切に行う必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ・広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や防災拠点、市役所へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策などの整備を着実に進める必要がある。【再掲】

(公共交通機関との連携強化)

- ・バス事業者と情報共有を図り連携強化に努める必要がある。

(道路施設の維持管理)

- ・高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化が進行していることから、「山県市橋梁個別維持管理計画」・「山県市トンネル個別維持管理計画」に基づき、引き続き計画的な点検、補修などを実施する必要がある。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- ・点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

(林道の整備)

- ・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)の養成人数	1人(R6)【建設課】
基幹的な林道の橋梁、トンネルの点検診断実施率	100%(H30)【農林畜産課】
点検診断結果に基づき保全整備を行った林道施設	4橋(R5)【農林畜産課】

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設などの損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池の防災対策の推進)

- ・生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施

し、計画的な整備などを推進する必要がある。

- ・防災重点ため池の国基準の見直しにより対策を必要とするため池については、ハード整備及びハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する必要がある。

(河川構造物の耐震化)

- ・排水機場や樋門などの河川管理施設について、大規模な地震などによる河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。

(河川構造物の長寿命化対策)

- ・浸水被害を回避又は最小限に抑えるためには、河川構造物が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。そうしたことから、近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や市管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に市民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、今後、長寿命化計画を策定するなど、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

(農業用排水機場等の整備)

- ・農業用排水機場等の予防保全対策については、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

ため池ハザードマップ

21箇所(R6)【農林畜産課】

6-2) 農地・森林などの荒廃による被害の拡大

(農地・農業用水利施設などの適切な保全管理)

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落などを支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業用水利施設などを保全管理する取組の支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- ・豪雨による山地災害などを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き間伐などの森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、森林整備を推進する必要がある。
- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、治山ダム・土留め工・流路工等の設置及び維持管理を適宜実施するなど、ハード対策を進めるとともに安全性の向上を図るため、ソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を進める必要がある。

(現在の水準を示す指標)

水源林、溪畔林、奥山林などにおける環境保全の拡大に向けた間伐実施面積

221ha(R5)【農林畜産課】

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞などによる復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び近隣市町などとの連絡調整や連携・応援体制を含んだ災害廃棄物処理計画の整備を図る必要がある。
- ・一般廃棄物処理施設（クリーンセンター）の基幹改良事業に向けて長寿命化総合計画を樹立する必要がある。

(有害物質対策の検討)

- ・アスベストや化学物質などの有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を県と共有し整理・検討する必要がある。

(河川に流出したごみなどの処理)

- ・災害発生時に流出したごみを適正に処分するため、河川管理者と一体となった河川環境の保全を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

災害廃棄物処理計画の策定率

100% (H30) 【市民環境課】

7-2) 人材などの不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- ・大規模災害発生時に個人ボランティアやNPOなどによる災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体などが連携・協働していくための災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う防災士を養成する必要がある。

(防災人材の育成と地域防災力の強化)

- ・市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自治会（自主防災組織）などと連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。【再掲】
- ・共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努める必要がある。また、防災士が指導者として自治会（自主防災組織）などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行う必要がある。このほか地域で中心的な役割を担う「防災リーダー」育成の推進・強化を図る必要がある。
- ・被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助のそれぞれの段階での防災活動を強化する。自主防災組織等が行う資機材整備や活動に対する支援のほか、山口市総合ボランティアサポートセンターと連携し自主防災組織等が行う防災訓練の促進や地区防災計画の策定といった取組に防災士を派遣することで、地域防災力の強化を図る必要

がある。

(地域コミュニティの維持発展)

- ・ 少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、自治会をはじめとした地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- ・ 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。
- ・ 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自治会（自主防災組織）の人材育成・活動を促進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

防災士数

132 人(R6)【総務課】

防災講座などの実施数

4 回／年(R6)【総務課】

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下などによる復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- ・ 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(河川構造物の耐震化)

- ・ 広域・長期にわたる浸水害被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門など、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。【再掲】

(現在の水準を示す指標)

東海環状自動車道の市内供用率

62%(R1)【建設課】

主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率【再掲】

42.82%(R5)【建設課】

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニケーションの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・減災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強などへの支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

(環境保全の推進)

- ・ 本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強

い森林づくりや公園などの保全を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

山県市の国・県・市指定文化財のデジタルアーカイブ化実施率 8% (R6) 【生涯学習課】

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- ・土地の所有者や境界などを明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- ・建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害後の迅速な建設体制を構築する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、関係団体への制度の周知及び協定締結など実施体制の強化を図る必要がある。【再掲】

(現在の水準を示す指標)

地籍調査進捗率

1% (R5) 【建設課】

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの整備)

- ・本市は内陸に位置し、津波などによる被害は沿岸部に比べ少ないと想定されるため、幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。東海環状自動車道の関広見 I C～山県 I C 間の開通により、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化が図られているものの、山県 I C～大野神戸 I C 区間をはじめとする西回りルートの早期整備促進を図る必要がある。
- ・広域のかつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や防災拠点、市役所へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策などの整備を着実に進める必要がある。
- ・東海環状自動車道山県 I C より以北に向け基幹的な道路ネットワークを確保するため、国道 256 号高富バイパスの早期整備促進を図る必要がある。
- ・市の 8 割を山地が占める地形的特性上、本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める必要がある。
- ・豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水のおそれがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進め維持管理を適切に行う必要がある。
- ・災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(孤立・大雪対策の推進)

- ・市の 8 割を山地が占める地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害により集落の孤立が発生した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備などによる孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。また、発災時に迅速な対応ができるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。
- ・孤立が予想される集落については孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活必需品などの個人での備蓄（最低 3 日以上）を呼びかけるほか、市による備蓄の充実を図る必要がある。
- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を図る必要がある。また、防災行政無線の自局放送機能による通信訓練を引き続き実施する必要がある。その他、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- ・大雪などの際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況などの監視体制の強化を図る必要がある。

（公共交通機関との連携強化）

- ・バス事業者と情報共有を図り連携強化に努める必要がある。

2）国土保全 ～河川、砂防、治山など対策～

（総合的な水害・土砂災害対策の推進）

- ・中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図を公表するほか、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える取組を進める。また、洪水時の円滑な避難のため、市が整備した洪水ハザードマップの改訂及び公表や住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の充実を図る必要がある。
- ・近年の豪雨で、浸水被害が発生した三田又川、落堀川などにおいて、緊急的に河川改修などの治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。
- ・洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採などを進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- ・鳥羽川や伊自良川、武儀川など17本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められているが、河川の下流地域では、豪雨時には冠水のおそれのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める必要がある。
- ・急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修を図る必要がある。
- ・森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域などの指定を受けている。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努める必要がある。
- ・山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る必要がある。
- ・排水機場や樋門などの河川管理施設について、大規模な地震などによる河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。
- ・広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門など、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。

3）農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

（農業用排水機場等の整備）

- ・農業用排水機場等の予防保全対策については、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

（農業用ため池の防災対策の推進）

- ・ 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備などを推進する必要がある。
- ・ 防災重点ため池の国基準の見直しにより対策を必要とするため池については、ハード整備及びハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する必要がある。

（農地・農業用水利施設などの適切な保全管理）

- ・ 安定した食料供給に向け、農業用水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- ・ 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落などを支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業用水利施設などを保全管理する取組の支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

（林道の整備）

- ・ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する必要がある。

（災害に強い森林づくり）

- ・ 豪雨による山地災害などを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き間伐などの森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・ 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、森林整備を推進する必要がある。
- ・ 山地における自然災害を最小限に防止するため、治山ダム・土留め工・流路工等の設置及び維持管理を適宜実施するなど、ハード対策を進めるとともに安全性の向上を図るため、ソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を進める必要がある。

4）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

（住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進）

- ・ 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、市など主催の説明会、住宅耐震化相談会、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」など、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。また、全ての特定建築物及び既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、「重点的に耐震化を図る建築物」とし、耐震化の促進を図る必要がある。更に、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去などの支援を図る必要がある。
- ・ 大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する必要がある。
- ・ 多くの割合を占める木造戸建て住宅を含む建築物の耐震化を進め、災害による被害の軽減を図るため耐震化支援策の拡充の検討や、市民への制度周知なども含め啓発活動

に取り組む必要がある。

- ・家具固定の必要性をあらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者など向けに、家具固定器具の取付事業の周知と支援を進める必要がある。

（避難誘導体制の強化）

- ・更新した各種種ハザードマップを市民への危険箇所の周知や防災訓練等において活用することにより、避難誘導体制の強化を図る必要がある。

（空家対策の推進）

- ・大規模災害発生時の空家倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を「山縣市空家等対策計画」に基づき推進する必要がある。

（大規模盛土造成地対策の実施）

- ・大規模盛土造成地の宅地地盤の被害の防止・軽減につなげるため、滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の第二次スクリーニング調査の実施や結果によっては対策工事の実施を検討する必要がある。

（帰宅困難者対策の推進）

- ・大規模災害時に、帰宅困難者を一定期間留めておけるように、バスターミナル施設の運営事業者及びバス事業者と連携強化に努める必要がある。
- ・企業などに対し、BCP（事業継続計画）の策定の支援などを通じて、大規模災害時における従業員の行動について周知するとともに、帰宅困難になった場合に従業員などを一定期間事業所などに留めておくことや、必要な物資の備蓄などを促す必要がある。

（被災住宅への支援）

- ・被災住宅の被害状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や市の被災者生活・住宅再建支援事業及び県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、県・市相互による職員応援体制に基づき被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう実施体制の強化を図る必要がある。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を図る必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者などの多様な利用者に配慮した環境整備を図る必要がある。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害後の迅速な建設体制を構築する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、関係団体への制度の周知及び協定締結など実施体制の強化を図る必要がある。

(地籍調査の促進)

- ・土地の所有者や境界などを明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(文化財の保護対策の推進)

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・減災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強などへの支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化を進める必要がある。

(環境保全の推進)

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園などの保全を推進する必要がある。

5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（山県医師会、山県市歯科医師会、山県市薬剤師会）との連携強化などにより、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る必要がある。
- ・大規模広域災害時において多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがあり、消防団や自主防災組織などの協力が必要となるため、各種団体などへの救命講習を引き続き促進する必要がある。

(救急医療施設などの耐震化の促進)

- ・救急医療施設や社会福祉施設などについて、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を推進する必要がある。

(医療施設などにおけるエネルギー確保)

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備などの整備に努めるよう助言する必要がある。
- ・社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日分以上の食料、飲料水、その他生活必需品（個々のアレルギーなどに対応した食品など）の備蓄を行うよう、引き続き監査時などにおいて依頼する必要がある。

(避難所環境の充実)

- ・要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて市の避難所運営マニュアルを必要に応じて改定する必要がある。
- ・避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る必要がある。
- ・災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料などと同様に重要事項として認識し、適切な対応に努める必要がある。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定締結や、必要に応じて県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する必要

がある。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性の啓発を進めていく必要がある。

- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- ・市は福祉避難所運営マニュアルを策定済みであり、また16福祉施設と協定を締結しているため、今後は福祉避難所の充実・強化を図る必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- ・発災初動における市の役割分担、関係機関などとの連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備を進め関係機関などと連携した健康管理体制を構築する必要がある。

(医療・介護人材の確保・育成)

- ・岐阜大学医学部における大学と病院が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、介護職員の処遇改善など、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。高齢化が進展するなか、災害時に医療や介護人材の絶対的不足による被害の拡大を生じさせないようにしていく必要がある。引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備などにより、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

(社会福祉施設などへの支援)

- ・災害時の福祉・介護分野における人材派遣など、広域的な緊急支援について、有事の際を想定し市内の福祉団体など支援体制を整備する必要がある。
- ・社会福祉施設などの防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的に確認を行い、今後、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努める必要がある。

6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(BCPなどの策定支援)

- ・中小企業の経営者が緊急事態で的確に判断し行動するために、緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し取り決めておく「事業継続計画(BCP)」の策定を促進する必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地の推進)

- ・本社機能の移転については、従業員の移住や若者の市外流出防止などに加え、国全体の強靱化の観点から、道路アクセスの利便性などを活かし、県と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する必要がある。

(観光地などの風評被害防止対策の推進)

- ・大規模災害発生時には、様々な風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援などの適切な対応を実施する必要がある。

7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(総合的な大規模停電対策の推進)

- ・市、医療機関や重要施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体などとの連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- ・平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、早期復旧を図るための被災状況などに関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備などについて、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。
- ・停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。
- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県関係部局が連携し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- ・自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材の確保を検討する必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- ・緊急輸送道路や避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する必要がある。
- ・上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を推進する必要がある。
- ・上水道・簡易水道施設については、水道ビジョン等の計画を策定し、施設と管路の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。
- ・公共下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、優先順位を付けて、処理場の老朽化対策、管渠の不明水対策を推進する必要がある。
- ・農業集落排水施設については、機能診断、最適整備構想、再編計画など機能保全等に関する一連の計画等を策定し、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する必要がある。

(上下水道における業務継続体制の整備)

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、水道BCPのブラッシュアップを図る必要がある。
- ・水道事業の長期継続体制のために、基本計画や水道ビジョン、経営戦略等を策定し、経営健全化を図る必要がある。

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP、災害支援協定、防災訓練や下水道ソフト対策等の推進を図る必要がある。
- ・下水道事業の安定的・継続的な事業運営のために、ストックマネジメント計画や経営戦略改定等を行い、経営健全化を図る必要がある。
- ・下水道の汚水処理施設整備構想や汚水処理施設最適化計画等の計画を策定し、公共下水道と農業集落排水の広域化・共同化を検討する必要がある。
- ・下水道汚泥の運搬・処理について計画を策定し、他市との広域化を検討する必要がある。

（農業集落排水施設の機能保全）

- ・農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、最適整備構想に基づき計画的に改築・修繕を行う必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- ・下水道未供用区域においては、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

（水源の多様化）

- ・大規模災害発生時に長期間にわたる断水の不足事態に備え、災害時協力井戸制度を推進する必要がある。

（ライフライン事業者との協力連携の強化）

- ・協定締結先であるライフライン事業者と平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

8) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

（災害初動対応力の強化）

- ・大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、他自治体での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。
- ・罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、「被災者支援システム」の有効活用のため、平時から職員間の情報共有を図る必要がある。
- ・被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方

法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを検討する必要がある。

（防災拠点機能の強化）

- ・平成30年度に県より公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営を図られるよう県と連携した実動訓練を実施する必要がある。
- ・各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて広域物資輸送拠点の運営マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。また、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう本市における物資の受援計画を見直す必要がある。
- ・公共施設などそのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- ・道路インフラの被災により防災拠点や市役所へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する必要がある。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- ・住民主体での避難行動を促すため、各種災害に応じたハザードマップの普及促進、警戒レベルを用いた把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細やかな情報提供、SNSを活用した情報発信など、多種多様な情報伝達を強化する。また、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「県防災ポータルサイト」や気象情報・河川水位などの情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める必要がある。
- ・リアルタイムでの情報提供が可能な「県被害情報集約システム」や「市発令判断支援システム」を用いて、市の避難情報発令など、迅速に市民へ提供するとともに、県・市双方における的確な災害応急対応への情報共有を図る必要がある。
- ・市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制の再点検を行い、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する必要がある。
- ・外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備などの取組を図る必要がある。
- ・災害時においても対応できるよう、聴覚障がい者への意思疎通を図るため、平時における意思疎通支援事業の実施や市民向けの手話啓発を促進する必要がある。
- ・住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い、出水期前に県の情報伝達訓練に継続して参加する。
- ・県等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や消防団等関係機関と連携し、現地確認体制の強化を図る。

（防災情報通信システムの維持管理）

- ・災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、令和元年度から2年間で防災情報通信システムの更新を行っており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう

適正な維持管理を図る必要がある。

- ・災害時における情報提供の手段として防災行政無線（同報系）による防災情報を市内の全世帯に配信できるよう戸別受信機の配備と維持管理を引き続き行う必要がある。
- ・災害時における情報伝達を確保するため、移動系防災無線の維持管理を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- ・被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制などについて、引き続き整備を図る必要がある。
- ・業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を図る必要がある。
- ・災害時において情報システムが停止することなく稼働できるために、クラウドサービスの利用の拡大を推進する必要がある。

（非常用物資・資機材の整備促進）

- ・家庭などにおける備蓄について、最低3日分以上の生活必需品などの備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。
- ・市における非常用物資の備蓄や資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行うなど必要に応じ見直しを行い、適時適切な維持管理に努める必要がある。
- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める必要がある。
- ・民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料など生活必需物資の調達体制を構築しており、更なる調達協定先の拡充を図り、民間企業などと連携した非常時に備えた体制の拡充・強化を図る必要がある。

【消防】

（災害対応力強化のための資機材整備）

- ・災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、消防団員への使用方法の習熟を図る必要がある。
- ・大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索などの救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。

（消防団員など人材の確保・育成）

- ・消防団員の確保環境が一段と厳しさを増しているなか、消防団、企業などの意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充、消防及び消防団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進し、活動の充実を図る必要がある。
- ・消防団については、装備品などの充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図る必要がある。
- ・地域防災力の向上を図るため、自治会（自主防災組織）などの活動を支援する必要がある。

- ・地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自治会（自主防災組織）などとの連携などを含めた消防団の活性化に努める必要がある。

9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

（災害廃棄物対策の推進）

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び近隣市町などとの連絡調整や連携・応援体制を含んだ災害廃棄物処理計画の整備を図る必要がある。
- ・一般廃棄物処理施設（クリーンセンター）の基幹改良事業に向けて長寿命化総合計画を樹立する必要がある。

（有害物質対策の検討）

- ・アスベストや化学物質などの有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を県と共有し整理・検討する必要がある。

（河川に流出したごみなどの処理）

- ・災害発生時に流出したごみを適正に処分するため、河川管理者と一体となった河川環境の保全を図る必要がある。

10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

（防災教育の推進）

- ・「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害のリスクがある保育所や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進などを図る防災教育を実施する必要がある。
- ・防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家の派遣、関係機関による指導を行うとともに、幼小中特の教員を対象とした研修講座など、防災に関する研修の充実を図る必要がある。
- ・学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る訓練の実施率向上を図るとともに、児童生徒自らが災害から命を守る取組について考え、実践する訓練に取り組む必要がある。

（住民主体での避難対策の強化）

- ・南海トラフ地震臨時情報について市民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民などを対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を作成し、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャーなどと連携し、避難支援

を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を継続する必要がある。

- ・要配慮者利用施設について、水防法及び土砂災害防止法の改正により作成した避難確保計画により、避難訓練の継続実施を図る必要がある。

(防災人材の育成と地域防災力の強化)

- ・市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自治会（自主防災組織）などと連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。
- ・共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努める。また、防災士が指導者として自治会（自主防災組織）などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行う必要がある。このほか地域で中心的な役割を担う「防災リーダー」育成の推進・強化を図る必要がある。
- ・自治会（自主防災組織）や消防団などの関係組織が互いに密接な関係を構築することによって、地域における防火防災意識の普及向上に努める必要がある。
- ・市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組を図る必要がある。
- ・被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助のそれぞれの段階での防災活動を強化する必要がある。自主防災組織等が行う資機材整備や活動に対する支援のほか、山県市総合ボランティアサポートセンターと連携し自主防災組織等が行う防災訓練の促進や地区防災計画の策定といった取組に防災士を派遣することで、地域防災力の強化を図る必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自治会（自主防災組織）の人材育成・活動を促進する必要がある。

(地域コミュニティの維持発展)

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、自治会をはじめとした地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う必要がある。

11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資供給などに係る官民の連携体制の強化)

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

（救出救助に係る連携体制の強化）

- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防などの関係機関及び民間事業者などが相互に連携した実践的な防災訓練を引き続き実施する必要がある。
- ・大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する必要がある。【再掲】

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

- ・大規模災害発生時に個人ボランティアやNPOなどによる災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体などが連携・協働していくための災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う防災士を養成する必要がある。

12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

（社会資本の適切な維持管理）

- ・河川・水路施設などがその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕などを実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化などが進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理を行う必要がある。
- ・高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化が進行していることから、「山縣市橋梁個別維持管理計画」・「山縣市トンネル個別維持管理計画」に基づき、引き続き計画的な点検、補修などを実施する必要がある。
- ・浸水被害を回避又は最小限に抑えるためには、河川構造物が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。そうしたことから、近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や市管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に市民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、今後、長寿命化計画を策定するなど、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

（公共施設などの維持管理）

- ・公共建築物などの老朽化対策については、維持補修など必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「山縣市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。
- ・市営住宅については、耐用年限を超えている住宅も存在することから、退去に伴い除却を推進し、その他の市営住宅については計画的な維持管理を行う必要がある。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- ・点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」

を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進)

- ・住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、市など主催の説明会、住宅耐震化相談会、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」など、様々な分野から普及啓発を実施する。また、全ての特定建築物及び既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、「重点的に耐震化を図る建築物」とし、耐震化の促進を図る。更に、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去などの支援を図る。
- ・救急医療施設や社会福祉施設などについて、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を推進する。
- ・大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する。
- ・多くの割合を占める木造戸建て住宅を含む建築物の耐震化を進め、災害による被害の軽減を図るため耐震化支援策の拡充の検討や、市民への制度周知なども含め啓発活動を実施する。
- ・家具固定の必要性をあらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者など向けに、家具固定器具の取付事業の周知と支援を推進する。

(避難誘導体制の強化)

- ・更新した各種ハザードマップを市民への危険箇所の周知や防災訓練等において活用することにより、避難誘導体制の強化を図る。

(公共施設などの維持管理)

- ・公共建築物などの老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「山口市公共施設など総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- ・市営住宅については、耐用年限を超えている住宅も存在することから、退去に伴い除却を推進し、その他の市営住宅については計画的な維持管理を行う。

(空家対策の推進)

- ・大規模災害発生時の空家倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を「山口市空家等対策計画」に基づき推進する。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- ・大規模盛土造成地の宅地地盤の被害の防止・軽減につなげるため、滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の第二次スクリーニング調査の実施や結果によっては対策工事の実施を検討する。

1-2) 集中豪雨による市街地や集落などの大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

- ・ 中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図を公表するほか、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える取組を進める。また、洪水時の円滑な避難のため、市が整備した洪水ハザードマップの改訂及び公表や住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の充実を図る。
- ・ 近年の豪雨で、浸水被害が発生した三田又川、落堀川などにおいて、緊急的に河川改修などの治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。
- ・ 洪水時の流下阻害となる箇所への河道の掘削や樹木伐採などを進め、流下能力の向上を図る。
- ・ 鳥羽川や伊自良川、武儀川など17本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められているが、河川の下流域では、豪雨時には冠水のおそれのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める。
- ・ 急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修を図る。

（河川・水路施設などの維持・長寿命化対策）

- ・ 河川・水路施設などがその効果を確実に発揮するように、災害に対する安全性を維持するための修繕などを実施し、また、治水対策の推進により増加した河川構造物の経年劣化などが進行しているため、洪水時に有効に機能するよう長寿命化計画を策定するなど、予防保全手法への移行を図りつつ、計画的に施設の維持管理を行う。

1-3) 大規模土砂災害による集落などの壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- ・ 森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域などの指定を受けている。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努める。
- ・ 山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る。

1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備などによる、人的被害の発生

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- ・ 住民主体での避難行動を促すため、各種災害に応じたハザードマップの普及促進、警戒レベルを用いた把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細やかな情報提供、SNSを活用した情報発信など、多種多様な情報伝達を強化する。また、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「県防災ポータルサイト」や気象情報・河川水位などの情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める。

- ・リアルタイムでの情報提供が可能な「県被害情報集約システム」や「市発令判断支援システム」を用いて、市の避難情報発令など、迅速に市民へ提供するとともに、県・市双方における的確な災害応急対応への情報共有を図る。
- ・市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制の再点検を行い、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を予め検討する。
- ・外国人向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備などの取組を図る。
- ・災害時においても対応できるよう、聴覚障がい者への意思疎通を図るため、平時における意思疎通支援事業の実施や市民向けの手話啓発を促進する。
- ・住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い、出水期前に県の情報伝達訓練に継続して参加する。
- ・県等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や消防団等関係機関と連携し、現地確認体制の強化を図る。

（住民主体での避難対策の強化）

- ・南海トラフ地震臨時情報について市民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民などを対象にとるべき行動の理解を深める。

（防災教育の推進）

- ・「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害のリスクがある保育所や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進などを図る防災教育を実施する。
- ・防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家の派遣、関係機関による指導を行うとともに、幼小中特の教員を対象とした研修講座など、防災に関する研修の充実を図る。
- ・学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る訓練の実施率向上を図るとともに、児童生徒自らが災害から命を守る取組について考え、実践する訓練に取り組む。

（要配慮者支援の推進）

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を作成し、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャーなどと連携し、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を継続する。
- ・要配慮者利用施設について、水防法及び土砂災害防止法の改正により作成した避難確保計画により、避難訓練の継続実施を図る。

（防災人材の育成）

- ・市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自治会（自主防災組織）などと連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

(防災情報通信システムの維持管理)

- ・災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、令和元年度から２年間で防災情報通信システムの更新を行っており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理を図る。
- ・災害時における情報提供の手段として防災行政無線（同報系）による防災情報を市内の全世帯に配信できるよう戸別受信機の配備と維持管理を引き続き行う。
- ・災害時における情報伝達を確保するため、移動系防災無線の維持管理を図る。

1-5) 暴風雪や豪雪などに伴う多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- ・大雪などの際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪体制の強化及び路面状況などの監視体制の強化を図る。

2. 救助・救急、医療活動などが迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給などに係る防災拠点機能の強化)

- ・平成３０年度に県より公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県と連携した実動訓練を実施する。
- ・各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて広域物資輸送拠点の運用マニュアルを作成するとともに、必要な資機材を整備する。また、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう本市における物資の受援計画を見直す。

(支援物資供給などに係る官民の連携体制の強化)

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

(上下水道施設などの耐震・老朽化対策の推進)

- ・緊急輸送道路や避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する。
- ・上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を推進する。
- ・上水道・簡易水道施設については、水道ビジョン等の計画を策定し、施設と管路の耐

震化・老朽化対策を推進する。

- ・公共下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、優先順位を付けて、処理場の老朽化対策、管渠の不明水対策を推進する。
- ・農業集落排水施設については、機能診断、最適整備構想、再編計画など機能保全等に関する一連の計画等を策定し、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する。

(非常用物資・資機材の整備促進)

- ・家庭などにおける備蓄について、最低3日分以上の生活必需品などの備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。
- ・市における非常用物資の備蓄や資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行うなど必要に応じ見直しを行い、適時適切な維持管理に努める。
- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める。
- ・民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料など生活必需物資の調達体制を構築しており、更なる調達協定先の拡充を図り、民間企業などと連携した非常時に備えた体制の拡充・強化を図る。

(帰宅困難者対策の推進)

- ・大規模災害時に、帰宅困難者を一定期間留めておけるように、バスターミナル施設の運営事業者及びバス事業者と連携強化に努める。
- ・企業などに対し、BCP（事業継続計画）の策定の支援などを通じて、大規模災害時における従業員の行動について周知するとともに、帰宅困難になった場合に従業員などを一定期間事業所などに留めておくことや、必要な物資の備蓄などを促す。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワークの確保)

- ・市の8割を山地が占める地形的特性上、孤立予想集落が存在しており、大規模災害により集落の孤立が発生した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備などによる孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する。また、発災時に迅速な対応ができるよう、関係機関と連携した訓練を実施する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段などの確保)

- ・孤立が予想される集落については孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活必需品などの個人での備蓄（最低3日分以上）を呼びかけるほか、市による備蓄の充実を図る。
- ・孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を図る。また、防災行政無線の自局放送機能による通信訓練を引き続き実施する。その他、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する。

2-3) 消防などの被災などによる救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(災害対応力強化のための資機材整備)

- ・ 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、消防団員への使用方法の習熟を図る。
- ・ 大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索などの救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- ・ 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防などの関係機関及び民間事業者などが相互に連携した実践的な防災訓練を引き続き実施する。
- ・ 大規模火災発生時における消防水利を確保するため関係機関と連携し、水利の確保訓練及び放水訓練などを引き続き実施する。【再掲】

(消防団員など人材の確保・育成)

- ・ 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増しているなか、消防団、企業などの意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充、消防及び消防団員ＯＢや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進し、活動の充実を図る。
- ・ 消防団については、装備品などの充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図る。
- ・ 地域防災力の向上を図るため、自治会（自主防災組織）などの活動を支援する。
- ・ 共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努める。また、防災士が指導者として自治会（自主防災組織）などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行う。
- ・ 地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自治会（自主防災組織）などとの連携などを含めた消防団の活性化に努める。
- ・ 自治会（自主防災組織）や消防団などの関係組織が互いに密接な関係を構築することによって、地域における防火防災意識の普及向上に努める。
- ・ 市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組を図る。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- ・ 災害時医療救護計画の更新や、三師会（山県医師会、山県市歯科医師会、山県市薬剤師会）との連携強化などにより、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る。
- ・ 大規模広域災害時において多数の重傷者が発生した場合、救急車を確保できず救急活動が遅れる恐れがあり、消防団や自主防災組織などの協力が必要となるため、各種団体などへの救命講習を引き続き促進する。

(救急医療施設などの耐震化の促進)

- ・ 救急医療施設や社会福祉施設などについて、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を推進する。【再掲】

（医療施設などにおけるエネルギー確保）

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備などの整備に努めるよう助言する。
- ・社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日分以上の食料、飲料水、その他生活必需品（個々のアレルギーなどに対応した食品など）の備蓄を行うよう、引き続き監査時などにおいて依頼する。

（医療・介護人材の確保・育成）

- ・高齢化が進展するなか、災害時に医療や介護人材の絶対的不足による被害の拡大を生じさせないよう、引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備などにより、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

（社会福祉施設などへの体制強化）

- ・災害時の福祉・介護分野における人材派遣など、広域的な緊急支援について、有事の際を想定し市内の福祉団体など支援体制を整備する。
- ・社会福祉施設などの防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的に確認を行い、今後、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努める。

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所環境の充実）

- ・要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、県の「避難所運営ガイドライン」を踏まえて市の避難所運営マニュアルを必要に応じて改定する。
- ・避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。
- ・災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料などと同様に重要事項として認識し、適切な対応に努める。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定締結や必要に応じて県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性の啓発を推進する。
- ・避難所における生活環境改善に資するため、トイレカー、キッチン資機材やプライバシー確保のためのパーティション、簡易ベッドなど車両や資機材の整備確保に努める。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を図る。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者などの多様な利用者に配慮した環境整備を図る。

（福祉避難所の運営体制確保）

- ・市は福祉避難所運営マニュアルを策定済みであり、また16福祉施設と協定を締結し

ているため、今後は福祉避難所の充実・強化を図る。

（災害時健康管理体制の整備）

- ・発災初動における市の役割分担、関係機関などとの連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備を進め関係機関などと連携した健康管理体制を構築する。

（被災住宅への支援）

- ・被災住宅の被害状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や市の被災者生活・住宅再建支援事業及び県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し、被災者の生活再建を支援する。また、県・市相互による職員応援体制に基づき被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう実施体制の強化を図る。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害後の迅速な建設体制を構築する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、関係団体への制度の周知及び協定締結など実施体制の強化を図る。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・施設などの被災による行政機能の大幅な低下

（災害初動対応力の強化）

- ・大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、他自治体での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。
- ・罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、「被災者支援システム」の有効活用のため、平時から職員間の情報共有を図る。
- ・被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- ・各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを検討する。

（庁舎などの防災拠点機能の確保）

- ・公共施設などそのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が

発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する。

- ・道路インフラの被災により防災拠点や市役所へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する。

（業務継続体制の整備）

- ・被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制などについて、引き続き整備を図る。
- ・業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を図る。
- ・災害時において情報システムが停止することなく稼働できるために、クラウドサービスの利用の拡大を推進する。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断などによる経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済などへの影響

（BCPなどの策定支援）

- ・中小企業の経営者が緊急事態で的確に判断し行動するために、緊急時に行うべき行動や、緊急時に備えて平常時に行うべき行動をあらかじめ整理し取り決めておく「事業継続計画（BCP）」の策定を促進する。

（本社機能の誘致・企業立地の推進）

- ・従業員の移住や若者の市外流出防止などに加え、国全体の強靱化の観点から、道路アクセスの利便性などを活かし、県と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する。

（観光地などの風評被害防止対策の推進）

- ・大規模災害発生時には、様々な風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援などの適切な対応を実施する。

4-2) 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

（基幹的な道路ネットワークの確保）

- ・幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることをないよう、東海環状自動車道など災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。

（緊急輸送道路ネットワークの確保）

- ・広域のかつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や防災拠点、市役所へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策などの整備を着実に進める。

（幹線道路、東海環状自動車道 I C アクセス道路整備）

- ・ 東海環状自動車道山県 I C より以北に向け基幹的な道路ネットワークを確保するため、国道 256 号高富バイパスの早期整備促進を図る。

4-3) 食料や物資の供給の途絶

（災害時における食料供給体制の確保）

- ・ 民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料など生活必需物資の調達体制を構築しており、更なる調達協定先の拡充を図り、民間企業などと連携した非常時に備えた体制の拡充・強化を図る。

（農業用水利施設の保全対策）

- ・ 安定した食料供給に向け、農業用水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

5. ライフライン、燃料、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道など）の長期間にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- ・ 市、医療機関や重要施設が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体などとの連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- ・ 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、早期復旧を図るための被災状況などに関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備などについて、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- ・ 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。
- ・ 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県関係部局が連携し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ計画的に推進する。
- ・ 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材の確保を検討する。

（上下水道施設などの耐震・老朽化対策の推進）

- ・ 緊急輸送道路や避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施する。【再掲】
- ・ 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本

水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を推進する。【再掲】

- ・上水道・簡易水道施設については、水道ビジョン等の計画を策定し、施設と管路の耐震化・老朽化対策を推進する。【再掲】
- ・公共下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、優先順位を付けて、処理場の老朽化対策、管渠の不明水対策を推進する。【再掲】
- ・農業集落排水施設については、機能診断、最適整備構想、再編計画など機能保全等に関する一連の計画等を策定し、耐震化、老朽化対策、不明水対策を推進する。【再掲】

（上下水道における業務継続体制の整備）

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、水道BCPのブラッシュアップを図る。
- ・水道事業の長期継続体制のために、基本計画や水道ビジョン、経営戦略等を策定し、経営健全化を図る。
- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP、災害支援協定、防災訓練や下水道ソフト対策等の推進を図る。
- ・下水道事業の安定的・継続的な事業運営のために、ストックマネジメント計画や経営戦略改定等を行い、経営健全化を図る。
- ・下水道の汚水処理施設整備構想や汚水処施設最適化計画等の計画を策定し、公共下水道と農業集落排水の広域化・共同化を検討する。
- ・下水道汚泥の運搬・処理について計画を策定し、他市との広域化を検討する。

（農業集落排水施設の機能保全）

- ・農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、最適整備構想に基づき計画的に改築・修繕を行う。

（合併浄化槽への転換促進）

- ・下水道未供用区域においては、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

（水源の多様化）

- ・大規模災害発生時に長期間にわたる断水の不足事態に備え、災害時協力井戸制度を推進する。

（ライフライン事業者との協力連携の強化）

- ・協定締結先であるライフライン事業者と平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

5-2) 地域交通ネットワークの市内各地での分断

（地域を繋ぐ道路ネットワークの確保）

- ・市の8割を山地が占める地形的特性上、本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める。

- ・大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保するため、除雪体制の強化及び路面状況などの監視体制の強化を図る。【再掲】
- ・豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水のおそれがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進め維持管理を適切に行う。

（緊急輸送道路ネットワークの確保）

- ・広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や防災拠点、市役所へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策などの整備を着実に進める。【再掲】

（公共交通機関との連携強化）

- ・バス事業者と情報共有を図り連携強化に努める。

（道路施設の維持管理）

- ・高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化が進行していることから、「山県市橋梁個別維持管理計画」・「山県市トンネル個別維持管理計画」に基づき、引き続き計画的な点検、補修などを実施する。

（メンテナンスに関する人材の養成）

- ・点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

（林道の整備）

- ・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に林道整備を推進する。

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設などの損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池の防災対策の推進）

- ・生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備などを推進する。
- ・防災重点ため池の国基準の見直しにより対策を必要とするため池については、ハード整備及びハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

（河川構造物の耐震化）

- ・排水機場や樋門などの河川管理施設について、大規模な地震などによる河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。

(河川構造物の長寿命化対策)

- ・近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や市管理河川の水害の頻発化に備え、洪水時に市民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るため、今後、長寿命化計画を策定するなど、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。

(農業用排水機場等の整備)

- ・農業用排水機場等の予防保全対策については、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

6-2) 農地・森林などの荒廃による被害の拡大

(農地・農業用水利施設などの適切な保全管理)

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落などを支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業用水利施設などを保全管理する取組の支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

(災害に強い森林づくり)

- ・豪雨による山地災害などを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き間伐などの森林整備を計画的に推進する。
- ・適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し、森林整備を推進する。
- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、治山ダム・土留め工・流路工等の設置及び維持管理を適宜実施するなど、ハード対策を進めるとともに安全性の向上を図るため、ソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を進める。

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞などによる復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- ・災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び近隣市町などとの連絡調整や連携・応援体制を含んだ災害廃棄物処理計画の整備を図る。
- ・一般廃棄物処理施設（クリーンセンター）の基幹改良事業に向けて長寿命化総合計画を樹立する。

(有害物質対策の検討)

- ・アスベストや化学物質などの有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を県と共有し整理・検討する。

(河川に流出したごみなどの処理)

- ・災害発生時に流出したごみを適正に処分するため、河川管理者と一体となった河川環

境の保全を図る。

7-2) 人材などの不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- ・大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体などが連携・協働していくための災害ボランティアセンターを速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う防災士を養成する。

(防災人材の育成と地域防災力の強化)

- ・市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自治会（自主防災組織）などと連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。【再掲】
- ・共助の取組を進めるため防災士の育成とスキルアップに努める。また、防災士が指導者として自治会（自主防災組織）などが行う防災訓練・研修に参加することで、市民の防災・減災の意識が高まるようその活動の支援を行う。このほか地域で中心的な役割を担う「防災リーダー」育成の推進・強化を図る。
- ・被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助のそれぞれの段階での防災活動を強化する。自主防災組織等が行う資機材整備や活動に対する支援のほか、山口市総合ボランティアサポートセンターと連携し自主防災組織等が行う防災訓練の促進や地区防災計画の策定といった取組に防災士を派遣することで、地域防災力の強化を図る。

(地域コミュニティの維持発展)

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、自治会をはじめとした地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- ・災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。
- ・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自治会（自主防災組織）の人材育成・活動を促進する。

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下などによる復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- ・災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネ

ットワークを確保する。

(河川構造物の耐震化)

- ・ 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門など、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。【再掲】

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニケーションの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

- ・ 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・減災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強などへの支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

(環境保全の推進)

- ・ 本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや公園などの保全を推進する。

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- ・ 土地の所有者や境界などを明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- ・ 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、災害後の迅速な建設体制を構築する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、関係団体への制度の周知及び協定締結など実施体制の強化を図る。【再掲】